

酒にも必ず桃の枝を添ふ白酒を用ふる家殆んどなければども中以上の家庭にては大なる重餅を搗き之を祝宴に列れる家に贈る。

四月八日は釋迦の降誕日なりとて子供等朝早くより寺院に詣り釋迦を拜し寺僧より甘茶を貰ひて歸り之を硯に滴して墨を磨る但し漸次衰退せるものの如し。又之の墨にて新玉の卯月八日の吉日に髪下げ虫を成敗ぞする」と云ふ歌を書き便所の柱等に貼り付け蛆蟲の這ひ廻る事を防げり亦迷信の一なれども是亦稀に實行する者あるのみ。

五月五日は端午の節句又は菖蒲の節句とて男兒のある家には武者人形を飾り或は武者を畫きたる幟を立て明治初年頃までは盛に戶外に於て紙又は布を以て作りたる大なる幟を立てしも中頃より小さく作りたるものを床に飾る風習となり又一時吹き流しの鯉を揚げることに盛なりしに近來再び戶外の大幟の復興せんとする傾向あり初めて男兒の生じたる家にては其親里より幟又は鯉等相應の飾りものを受け親戚近隣を招き祝宴を張る且つ中流以上にては祝餅に菖蒲を添へ贈る例あり菖蒲は一般の家にては神酒に添へて神に供へ或は蓬と共に軒に挿み或は菖蒲湯とて風呂に菖蒲を入れて浴するもの多し。

七月七日は七夕祭りとして前夜色紙を短冊形に切り箱又は里芋の葉の露を滴らして墨を磨り牽牛織女の歌を書き之を笹に結びて高く掲げ又提灯をも吊るし瓜ふろ、茄子等を供へて星祭りをなし此日は業を休み午後四時頃の潮時を待ち右の笹を流すを例とせり。

七月十六日、盆にして諸事正月十六日に同じ。

八月一日、之を入朔又は「タノモ節句」と云ひ前晚家族團樂の中に各注意して白米の粉團子にて馬、鶴、龜、瓢、蘂、荷、鯛、牛尾魚、香魚、果物等種々の物を作り打ち興するなり而して翌朝即ち八月一日となり子供等互に見廻りて喜びあへり此團子を食することを「かたぐ」と云ふ所あり意味解し難し。

九月九日は重陽の節又は菊節句とて神酒に菊を添へ神前に供す大抵の家にては栗飯を炊き神佛に供へ家族も亦之を食す故に栗節句といふ人あり。

十月亥の日三つあれば中の日二つあれば初めの日を取り亥の子の祝とて餅を作り(或る農具を祭る家あり)子供は其村内又は組内に於て各家を訪ふて「おゐのこさん」に祝ふてつかと唱へつゝ少量の菓子又は作物等を乞ひ受くる風習あり青年なども大なる藁束を繩にて堅く縛り夜更くる迄三々五々或は一同連立つて各家の前に至り

其藁東にて庭を打ち鳴らして物を乞ひ受くるの風習ありしが今は殆んど根絶せり。十一月二十四日、禪宗又は眞言宗の家にては「おかい」と云ひ其朝粥を炊きて其祖師を祭り隣家親戚等を招き精進料理にて饗應し又眞宗の家にては廿八日「おこう」とて祖師を祭り家業を休み異宗の親類隣家を招き饗應し寺に參詣するもの多し又寺にては其十日以前より毎夜説教あり之を「お十夜」と云ふ此の宗旨にては「おみがき」と云ひて佛具を磨くべく手傳に出づる者多しと聞く。

十一月の巳の日、昨年の巳の日以來不幸のありし家にては其日未明に起き出でて墓參し墓前に於て火を焚き搗き立ての餅を炙り參詣者二人にて之を引き千切りて食ふ、又其日は親戚知己皆不幸のありし家を見舞ふを例とす。其翌即ち午の日には不幸のあらざりし家にて餅を製し神佛に供し不幸のありし家に贈る。

歳の暮に至れば親戚隣家親密の家及恩を受けたる人々へ御祝儀とて分に應じ物品の贈答あり且つ各家必ず相應の餅を搗くを例とす多きは俵を以て數ふ。

以上は地方に依つて固より多少の相違を免れざれども概ね農家としては一般の慣習なるものゝ如し但し此に注意すべきは是等は殆んど舊曆に據るものにして新曆を勵行せるは郡内殆んど稀にして全く勵行せるは官衙公署及諸學校位に止まる

を遺憾とす。

第四章 言語

言語は郡内に於ても地方に依り多少趣を異にせるあり其の悉皆の方言を此に列舉せんは實に至難の業とす故に日常の通用語を主とし之を一般的の分のみ左に列記すべし。

○名詞

天文地文に係るもの

天體

天

太陽

おてんとさま

おひいさま

月

おつきさん

三日月

星

ほつさん

曆時

曉

夕

終日

終夜

夜業

昨日

いぢんち、ひがな
きんによう
きんによう

よあけ
よどほし
よんべちう

ばんげ
よなべ

第六部 民俗及人物 第三篇 風俗 第四章 言語

一昨日 あとつひ 一昨々日 さきあとつひ 今 晩 こいつ

明日 あした 明 晩 あしたのばん 明後日 まさつて

明後々日 しあさつて 明後々々日 ごあさつて 朔日 おついたち

大晦日 おほつもごり 一昨年 あとどし 一昨々年 さきあとどし

明年 らいねん 明後年 さらいねん

方位 南 になみ 東 かつみ 東 北 こち

西南 やまぢ 西北 いぬい 側 ねさ

側方 へがつちよ 頂上 てんこつ

其他 其他 泥 灣 たんぼ 大 道 おほかん

水 づい 博物館に係るもの 水 づい おひや、ぶら

車 づい

馬 獣類 どうど

牛 牛 うもう

牡牛 こつと

小 牛 うしのこ 犬 こうこ 猫 にやあ

鼠 さいさ 田 鼠 あごろ 鼯 あごこ

鳥類 鳥類 かあか 燕 つばくろ 雀 ちゆうちゆ

鳥類 けけこおろ

魚類 さかな、びい、を 魚の骨 がんが 目 高 みみんじよ
みみんじやこ

鱈類 どうじよ どのちよこ

蟲類 蟲類 ぼら 蛇 くちな、へんび 蝸 牛 てんでんむし

蛙 おんびき、びきす 蝶 ちようちよこ 蟻 こほろぎ 牛 くるんぼ

さりざりす ぎす 機織 蟲 たなばたさん 螢 ほーたる

蛹 さようむし

穀類 穀類 蠶 豆 こやまめ 玉蜀黍 とうさび

稲の皮 すくも

蔬菜

茄子 なすび

芋 いも

果實

枇杷 びや

樹木

南天 なるてん

人倫に係るもの

父 おとつあん

伯叔母 をばさん

夫 うちのひと

後妻 あといり

女 十子ばす、ばつさい

老爺 おいぼれ

若き男 わかいし

葱 ねぶか

甘藷 からいも

櫻の實 さくらんぼ

母 おかあさん、はじ

兄 あに、あにき、に

妻 かない、おこうじ

夫 みよと

稚き女兒 ほんそ

乳母 あんば

主婦 おあねさん

伯叔父 をいさん

姉 ねえさん、あねき、

入夫 やうし

寡婦 ごけ

小供 こべんちやこ

下守 もり

下男 をとこし

下女 をたごし、ねえ

神主 たゆうさん

俳優 やくしや

盜賊 ぬすつと

男の穢多 てて

不具者 かたわ

吝嗇者 よくんぼ

身體に係るもの

斜眼 ひがら

腹 あなか、ほつぼ

膝 蓋 すね

頂 じじくぼ

眼 渣 めくそ

尿 しょんべ、しい

跛 ちんば

坊主 ぼさん

藝妓 げいす(二部分)

馬鹿者 どんどろ

囚人 あかじばん

女の穢多 はは

偏人 へんちき

かたのつちよ

眇部 (男)ちんぼ(女)おまんこ、おめこ

陰部 ほところ

懐 足 はだし

鼻 汁 はなだら

尻 ちんば

癩病 なり

小僧 こぞう、おこそ

賣春婦 そうか、いんばい

鈍者 どんどろ

乞食 ぼいと

疲人 ひすかい

醉漢 よいだくれ

眉毛 まひげ

痘痕 じやぎ、あばた

舌 べろ

踵 舌 こば、さびす

耳垢 みみくそ

月經 くわ、ひまや

睫毛 まひげ

吐瀉 げえ
衣食住に係るもの

赤飯	雨傘	間食	塵埃	火	飯櫃	庖刀	井戸	小便所	牛小屋	草履	湯巻	着物	吐瀉
あづきまます	かさ	おぼんぢや ななつぢや	あぐた、ごみ	ふら(一部分)	おひつ、おぼち	ほつちよ	いけ	しよんべたご	うしや	ぞぞ	こしまき、おこし	べべ	げえ
澤庵	付木	餅	提灯	燼	徳利	播木	掛幅	便器	塵捨場	下駄	蚊帳	美衣	
こんこ	つけだき	ばつぼう	ぼんぼり	もえさし	とつくり	れいぎ	あかけじ	おかわ、おまる	こいば	かつか	かや	ええきもの	
飯	塵	味	十能	竈	鍋	摺鉢	廂	寢室	雪駄	襦袢	常衣		
	取	噌	能			鉢		室	駄	襦	衣		
	ごみとり	あむし	ひかき	くど、おくとさん	あぐろ	かがつ	あだれ	あぐ	ちやりく	しめし	ふだんぎ		

○代名詞

私 (男)わし、うら、うち、こち、こちや
(女)おたし、わたき、おたき、おたは

彼 あいつ、あのひと
こちら
こちら
こつち
どつち

汝 おのし、あんた
そちら
そつち

○形容詞

澤山	善い	湯があつい	横着な	苦し	怪しい	新しい	正方形	鈍い
ようけ	ええ	いたい	へらこい	せこい	いなげな	さらな	ましかく	けんぶりくさい
長	穢	久	峻	大	醜	恐ろ	細	敏
い	い	し	い	い	い	しい	い	捷
ながちこい	きんやない	へえさし	さぶい	ふと、ほた、ほ	いなげな	あどろしい	こんまい、こまかい	ばらこい
うるさい	疲れる	風吹き	用ひ盡	圓	みすぼ	悪む	美味	忙
あつかましい	しんどい	あつかましい	いでらしい	ままるこい	すんぼ	あどまし	あし	せこらし
								いかめし

生意氣な ねんごな 不憫な むしんな 賢い かつこい
 曖昧な おかしいいなげな 呼吸苦い くつゐ しつこい しはい
 鹿末にする らつかいにする

○動詞

落ちる どやる 打やる まくる 暖まる ぬくもる
 青ざめる 青なる いぢける ちぢける ひいきする かばう
 こそばかす くすぐる 強請 せぶる 突き倒す つつこがす
 戯れる ひろく 叱る あごく 捕へる ちやかまへる
 外れる それる ほじる ほせる、ほせくる いぢめる こせる、こせくる
 打擲 どやす、なぐる 抱へる うづむ 臥す、死する とこぼる
 崩れる どいる ゆがむ いがむ 拵へる とてがやる
 小便する 小便をばる 漏る ぼる、ぶる 困る こすらいる
 咳する たごる、 遺失する すてる 按摩する あずる
 躓づく けつまげる 失望する もげる 引きたくる ひねる
 妬む えせらふ 躊躇する へばる 棄てる ひつちやくる
とばす

愛相をつかす ちつちやりする

物の香がする かざる

困却する てすりごんぼする

仰ぐ まぬく

孵化する かやる

倒れる どてかやる

跨ぐる またごいる

數へる かつねる

大きくひねる をねくる

萎る しぼないる

蹲る つくなむ

飢える かつれる

沈殿する いかたまる

大晦日に寝る いねつむ

押しならす しやく

響應する はりこむ、はずむ

おこる

押しならす

○副詞

常に じょうろく

先頃 こないだ

先刻 さつきに

只今 いんま

倒様に さかしに

反對 あといまき

○接續詞

若くは それか

けれども けんど

それ故 そじやけに

○助詞

では(これではやめた) こりややめた
 へ(山へいた) やまいいた
 が(犬かにげた) いぬあにげた

は(花はさいた) はなあさいた
 に(畑にうゑた) はたけいうゑた
 は(私はゆかん) わたしやいかん

と(金といふもの) 金ちゆうもの
や(何や彼や) なんにやか

だけ(これだけ) こんだけ、こんだき

○呼掛及返事の詞

あ い あい、こら、こらく、もし、もし、やい、やい、
はい あ、ああ、へ、へい、あ、あ、ふん、ふん、い、え、い、え、さかさま
う ん うんにや、さうよ、さう

○感動詞

あら、あれ、あれまあ、こりや、こりやく、あららあ

あれ、ほに、あや、まあ、まあ、

○時の條件理由の表し方

着	れ	ば	着りやあ、着たら	来	れ	ば	来りやあ、来たら	
死	な	ば	死にやあ	美	しく	ば	美しけりやあ、美しかったら	
枯	れ	な	枯れりやあ	押	す	なら	押すんなら、押すんたら	
恐	ろ	しい	あ、ろしいんなら	降	つ	た	と	降つたて
切	つ	た	と	切	つ	た	と	切つたて

○其他

寒いねー 寒いねや

是てすか これて

知つてゐます しつとるんで

さうですな さうじやのもし、さうじあのい

それは駄目 そりやいかん

面白かつたかね 面白かつたか、面白かつたかい

と て

おあげなさい おあげまへ

何てすか なんて

是てす これて

取つて下さい とつてつか、とつてつかまい

あ の ね あのもの、あのをや、あののい

上げませう あんぎよ

おいてなさい おいてまへ

有りがたう だんだん

何に も なんちや

第五章 俗 謠

朗々樹梢よりこぼれ來たる楮取り歌、般々鎮守の森に反響する杵搦歌、何れも良く田圃と調和し之を詩化する材料たらざるはなしと雖も今日の時代は田圃を擧げて散文化し器械化せずんば止まず其結果盆踊りは衰へ、亥の子は廢たし、夕暗に聞ゆる杵搦の歌曉霧に響く機織乙女の聲すら今は耳にすること能はざるに至れり、養蠶は盛なれ共來た桑摘歌あるを知らず、果樹園は拓かるれども未だ白帆が見ゆる的新作

あるを聞かず往時盛に歌はれたる即ち郷土に因縁深き清らかなる歌は年を逐つて湮滅しつゝあり然れども田植歌、糶摺歌、木遣歌、盆踊歌、機織歌、白挽歌、絲引歌、手毬歌、亥の子歌、子守歌、草取歌等多少残存せるものなきに非ず今其二三を紹介すれば左の如し。

○子守謳

其一、ねんころさんころ、酒屋の子、盃もてこい酒のまそ、酒はいやなら乳のまそ、乳はいやならごこのまそ、ごこはいやならよめりさそ、ひいつにたんすに三つぶとん、これほどこさいてやるからにや、今度は必ず歸るなよ、それはあつかさんどうよくじや、西はくらなりや雨となる、東はくらなりや風となる、千石つんだる舟でさへ、向へゆけばかえります、ねん／＼ねんねせよ。

其二、ねんねこたつねこ、やぐらねこ、やぐらの下にも子がねよた、どんどんあしなよ子が起る、ねん／＼ねん／＼や。

其三、ねえんころろん紺屋さん、そめておくれやちくさいろ、ちくさにそめて、もんつけて、此の子にきーせて氏まいり、ねえんころろんねんねせよ。

其四、ねん／＼ねん／＼ねんねせよ、ねんねのおつかさんはどーこいた、あの山こーえてさーといた、さーとのみやげに何呉れた、てん／＼太鼓にせうのふえ、そーれをも

ろーて何にする、ふいたりたいたりして遊ぶ。

其五、ねんころやーまのおーさきは、なぜにお耳がなーがいぞ、ちいさいときからちちははに、耳をくはへてひつばられ、よーい／＼よーいや。

其六、此子は泣く／＼いふけん、ど生れてなかんこは、梯子のこ、よーい／＼よーいや。

其七、守りちゆーなつーらい、もんぢや、且那にしからーれ、子になーかーれ、あーさはとうからおこされて、よーその軒の下で目を暮す、よーい／＼よーいや。

其八、此子がかあいことないけん、どーおめしーのたねぢや、とあもやこそ、よーいよーいよーいや。

○糶摺謠、田草謠、山行謠の類。

一、むすめ島田に蝶々がとまる

とまるはずだよ花ぢやもの。

一、お月さまでもよあるきなさる

ぬしの夜あるきむりがない。

一、蝶々子菜の葉にとまれ

なのはいやなら手にとまれ。

一、坊主山道や破れたころも

いきしもどりがきにかゝる。

一、櫻三里を夜てこすときは

親にぜひない妻こひし。

一、あの子よいこぢや壯丹餅顔ぢや

きなこつけたら尙よかる。

一、わしとお前と七つの餅よ

お前や三もちでわしやよもち。

一、くるか／＼と濱へ出て見れば

濱にや松風音ばかり。

一、つらいつとめをさすよりしよより

つれてかへるな親里へ。

一、あすはお歸りか松山大工

あとに残るはかんなくず。

一、戀し／＼と鳴く蟬よりも

なかぬ螢が身をこがす。

一、なつは木の陰霜夜にやこたつ

はなれともないぬしのそば。

一、お前百までわし九十九まで

共に白髪のはえるまで。

一、二度といくまいかぢやさんの嫁に

はなのすまでもくらうした。

一、嫁にやるならかぢやさんにおやり

足てままたき手てのばす。

一、二度といくまい石やさんのよめに

たたきやめたら食やまる。

一、嫁にやるなら石さんにおやり

かたい主だよ石たたく。

一、いこかやめよか銅山やまへ

ここはしあんのめがねばし。

一、さうじやいのそやののさんが出たら

いよの金子のござもとへ。

一、一夜五兩でも妻もちやいやぢや

妻の恨みがあそろしい。

一、しろめ通ひすりや雪ふりかかる

もとりや妻子が泣きかかる。

一、咲いた櫻の枝をる風は

なさけしらずの山あらせ。

一、ねてもねむたい此夏どよに

小麥ひけとはどなたから。

一、いやじやけれども義理かさなれば

はいと返事もせにやならぬ。

一、酒のよいさめあふろのあがり

あ目がまいますたよたと。

一、さいたさかつきくるくまはる

わたしやりんきできがまはる。

一、山ぢやくとはなしてくれな

山にや色よい花がさく。

一、風か柳か柳か風か

變りやすいは人ごころ。

○手毬歌

其一、十か二十か三十か四十か五十か六か七か八か九か一ひやかせんしとあごろや
二つとあごろや三つてみみつご四つてよど山五つていくしま六つてむくどり七
つてないしやげ八つて山とり九つつけどり十にたしたらいはふう三は四つみ
な百四ふうみは四つみな百五ふうみは四つみな百八ふうみは四つ
みな百九ふうみは四つみな百九ふうみは四つみな百九ふうみは四つ
しやくるまや二一三四一十へいしやくるまや二一五六へいしやくるまやに
ひいちは一ちへいしやくるまやに一九十ひや一くながせにと一に十なが
せに三十ながせに四一十ながせに五一十ながせに六十ながせに七十ながせに八
ちながせに九一十ながせにひ一や一くや百み一をせにと一二十みをせに三十み

そせに四十みそせに五十みそせにろくみそせに七ちみそせに八ちみそせに九十みそせに百くや百すくい十に十すくい三十すくい(以下略)

其二、新居の中村のいつつやの娘、年は十六そのまゝ思へ、思へすがたをよくよく見れば、庭にや庭うす茶の間にや茶うす、奥にや三味線二階にやつつみ、二階障子をくわらりとあけて、だれぞさくわんぢや氏神さんぢや、お手を合して拜むとすれば、三條やかたにじゆしゆの緒がされて、繩がつないで、いせいもて、伊勢の御門のくぐり段の下で、七つ八つから三つ子に生れ、なんと醫者さん薬はないか、薬あるある山にや山くさ、川原にやゆむぎ、師走たけのこ冬なるなすび、それをせんじてのましたらよかる、親も喜びその身もそだち、わしもしゆせんも女ごの子なら、菰へつつんで三ととこしめて、しめたところへ、いろはとかいて、川へとばせば文字の川へ、池へとばせば文字の池へ、藪へとばせばくろちやく藪へ、みちへとばせば文字の道へ、今度できた子は男の子なら、きれいに育てて上しもたてて、寺へささけて手習ひさせて、筆は巻筆硯はごいし、墨はごてんのはうに、いよくまづくくわんかしました。

其三、おれやあーばさん窓から見ればよ、金の屏風に錦のふいとんよ、あーられぐわんすに良い茶を入れてよ、だーれはいーれたぞおよしはいーれたよ、あー由よ

し〜吉田の生れよ、生れ落ちるとお乳にはいなれよ、縁につけよーか奉公をさーそか、奉公するとしてこのまちや往還よ、西の庄屋のはたあり奉公よ、木綿三反袖は二反よ、そーれもその日にありやけてしもたよ、わしも一たびにたいものぢやよ、いぬるこーみちてかいたかーみひいろーて、足でけあげて手に取て見れば、下の一字はおよしと見へる、上の一字はおかんと見へる、おかんかかさんなぜ髪とかん、かくしはないわや、油はないは櫛も油も手箱にござるよ、とと江戸へいくさのちをはしるよ、よんべ生れた生れ子は死ぬるよ、何をうれしゆて髪とーくよ、はらどん〜どんこりやどん〜どんまづ〜くわんかしました。

其四、あれ〜見へるあれ見へる、あれに見へるは八百屋店、八百屋店にはいまかしまだか、茶がふれるあれに娘はあるそーな、目もと鼻高さくら色、銀のかんざしお市にさして、品をみる吉つあんほれるは無理がない、吉つあん手習するときは、もーしこれへの吉よさん、わたしも一しよにしておくれ、私は本國かへるとき、五百百日あわねども、必ずみすててくださるな、一度あかればなくとなる、二度あかればなくとなる、三度あかれば血のなんだと、ことんやのせきたの緒はされた、まづ〜くわんかしました。

其五、ねーこはよーめいりあさはなーこどよ、はーつか鼠が五升樽さーけてよ、裏の小道をちよこくかーよふよどーこへかよふーぞあさかへかよーふよあさか彌へいさんいりもこそだてよ、姉は二十三妹ははーたちよ、妹ほしさに伊ー勢へ七度熊野ーへ三度よ、愛宕さーまへも月まいりよ、はらどんくどん、こらどんくくまづくく、くわんかしました。

第六章 迷信

古き時代に於ては随分種々の迷信的事實の存在を認め、例へば天然現象の解釋の如き人間禍福の説明の如き悉く之を鬼神外道の行爲に歸せる等今日より考ふれば實に抱腹絶倒の迷信枚舉に遑あらざる程度なりしが文化の普及に伴つて近來大に面目を改むるに至れり、然れども尙大少數の迷信行はれ疫病の流行を以て惡魔の所爲と考へ害蟲を驅除豫防するに御祈禱を以てする等は其の甚だしき事例ならんか反之例へ迷信にもせよ多少の眞理を含み教育的の事例亦尠ならず故に敢て是等の總てを鄙み遠くべきものにあらず、左に事例を少許列記す。

- 一、親をたたくとむぐらもちの様に手が後に向く。
- 一、くびたまのある蛇を殺すものでない神様のあ使用ひ者である。
- 一、蚯蚓に小便をしかくると陰莖がはれる。
- 一、蛇やかげを指さすと指が腐る。
- 一、砥石の汁を跨ぐると肥え足になる。
- 一、南天を竈に焼くとお荒神様が怒る。
- 一、井戸へ刃物を入れると目が腐る。
- 一、爪を火に入れると腫物がでる。
- 一、來客の長居を嫌ふときは竈に箒を立てなば歸る。
- 一、火を二人で吹くと吹きの子が出来る。
- 一、お辨當の残りを食べると縁付が遅くなる。
- 一、針を不仕末にすると針地獄へ行く、又は目がつぶれる。
- 一、旅立の時其方位が悪しくば刃を跨げて行け。
- 一、藁荷を食すると記憶が悪くなる。
- 一、肩を押へらると良く太とらん。

- 一、鐘つき堂へ男女二人同時に入ると大蛇が出る。
- 一、葬式の行列中に倒れると死人の枕となる。
- 一、葬式の行列に穿きたる草履は緒を切つて棄つ。
- 一、葬式の行列に穿き棄てた草履を拾ひて穿けば脚氣起らず。
- 一、搗きたての餅はやかぬものである。
- 一、妊婦は火事を見ると産兒に頬やけがある。
- 一、妊婦兎を食ふと兎の子が出来る。
- 一、妊婦は葬式に列するものでない。
- 一、佛様の下物を食ふと鈍になる。
- 一、荒神様の供物を食すると外出の時非常にひまどる。
- 一、ほろせが出来る荒藁を左に緬ひ梁を左にて投げ越し焼くと治る。
- 一、人に憎まると思はず舌を噬むことあり。
- 一、頬を噬むは人に褒められ居るなり。
- 一、便所を綺麗に掃除すると綺麗な子が出来る。
- 一、箒を跨ぐと箒の子が出来る。

- 一、便所へのばきをすると目が悪くなる。
- 一、つぢ風に巻かると瘡になる。
- 一、灸をする時にはにんじんされく若くはにんじんたちのけといひつつ線香を舞はしてすえる。
- 一、二度あれば三度ある。
- 一、食事後直に横になるとご飯が背中に行く。

第七章 犯罪

犯罪は民俗の大體を知るに最も必要の事項にして其の種類と状況に依り民俗の一斑を窺ふに足るものなり、即ち本郡に於ける犯罪の状況は左表の如く其の種類固より多數に上れりと雖ども犯罪の内最も多きは賭博犯にして實に全犯罪數の約四割を占む要するに賭博は地方一般の弊風にして當局は常に之が殲滅に配意する久しきものありと雖ども容易に根絶するに至らず、賭博に次ぐものは窃盜犯にして毎年犯罪數の約一割以上を占め、其次は諸規則の違犯行為は別として横領罪、傷害罪、文書偽造罪等の順序にして國民性の照準とすべき徴兵令違犯亦毎年皆無ならざるは

頗る遺憾とすべし、而して一面犯罪の職業別状況に依るに官公吏、名譽職員、神職、僧侶、農商工等の部類に屬するものよりは、其以外の職業或は一定の職業に依らざるもの犯罪者に就て見れば、常に農業者に於て其大部分を占む蓋し本郡は農業地にして農業者大部分を占むる故なりと認むるも、以て民俗の一斑を斷ぜらるるは遺憾とすべしなり。

○犯罪種類別累年統計

罪名	年別	大	年	元	年	二	年	三	年	四	年	五	年	六	年	七	年	八	年	九	年	十	
窃盜	博	三	八	一	四	五	一	〇	六	四	一	三	八	一	三	八	一	〇	七	一	八	二	九
賭博	欺	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
詐領	欺	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
横領	遺	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
文書偽造	遺	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
傷害	未遂	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
殺人	未遂	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
強盜	未遂	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
過失致死	未遂	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

住宅侵入 <th>失火 <th>徵兵令違犯 <th>召集令違犯 <th>銃砲違犯 <th>收胎 <th>墮胎 <th>放火 <th>漁業法違犯 <th>贓物故賣 <th>姦姦 <th>偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th></th></th></th></th></th></th></th></th></th></th></th>	失火 <th>徵兵令違犯 <th>召集令違犯 <th>銃砲違犯 <th>收胎 <th>墮胎 <th>放火 <th>漁業法違犯 <th>贓物故賣 <th>姦姦 <th>偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th></th></th></th></th></th></th></th></th></th></th>	徵兵令違犯 <th>召集令違犯 <th>銃砲違犯 <th>收胎 <th>墮胎 <th>放火 <th>漁業法違犯 <th>贓物故賣 <th>姦姦 <th>偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th></th></th></th></th></th></th></th></th></th>	召集令違犯 <th>銃砲違犯 <th>收胎 <th>墮胎 <th>放火 <th>漁業法違犯 <th>贓物故賣 <th>姦姦 <th>偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th></th></th></th></th></th></th></th></th>	銃砲違犯 <th>收胎 <th>墮胎 <th>放火 <th>漁業法違犯 <th>贓物故賣 <th>姦姦 <th>偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th></th></th></th></th></th></th></th>	收胎 <th>墮胎 <th>放火 <th>漁業法違犯 <th>贓物故賣 <th>姦姦 <th>偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th></th></th></th></th></th></th>	墮胎 <th>放火 <th>漁業法違犯 <th>贓物故賣 <th>姦姦 <th>偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th></th></th></th></th></th>	放火 <th>漁業法違犯 <th>贓物故賣 <th>姦姦 <th>偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th></th></th></th></th>	漁業法違犯 <th>贓物故賣 <th>姦姦 <th>偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th></th></th></th>	贓物故賣 <th>姦姦 <th>偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th></th></th>	姦姦 <th>偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th></th>	偽證 <th>公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th></th>	公務妨害 <th>森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th></th>	森林法違犯 <th>其他 <th>計</th> </th>	其他 <th>計</th>	計
一	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三三六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三一五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三四八
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三二二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三二六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三三八
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三三五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三五七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二九四

第八章 衛生

衛生思想は明治以後漸次普及の跡ありと雖ども未だ公衆衛生及個人衛生共に不徹底の感なき能はず、隨て醫師の如きも輒近著しく増加せりと雖ども郡内人口に對

比するに千六百三十五人に對し醫師一人の割合にして而かも全く醫師の開業なきもの數ヶ村あり而して産婆に於ても人口三千人に對し一人の割合にして其不徹底の實際思ひ半に過ぐるものあり故に出産に於ける死産歩合の如きも公生出産百に付死産四人〇九私生出産百に付死産一人二〇の多きに達し尙豫後不良の者尠からざるは偶然なりとせず尙郡内には所謂地方病と稱すべき特別の疾病なきも死亡者病類別に依れば呼吸器病、消化器病最も多く何れも全病死者の約二割を占め次は發育及營養不良にして約一割五分其次は血行器病及神経系及五管病にして各約一割に及びり其他一般疾病の中には眼病最も多く其内にも「トラホーム」大部分を占むるは壯丁及學齡兒童等の體格検査に於て實證せる所なり。郡民全般に涉る體格の趨勢に就ては未だ統計の據る所なしと雖ども毎年學校生徒兒童及壯丁の體格検査の成績に徴するに身長に於ては大正二三年以來聊か増加の状況に在れども胸圍及體重は聊か減退の情勢に在るものの如し是等は郡民全體の體育上大に考慮の餘地あり。

傳染病に就ては輒近自他相戒しむるの結果小康を得つゝあるが其主なるものは腸窒扶斯と實布垵里亞にして死亡率は一割乃至二割の間を上下し次は流行性腦脊

髓膜炎及赤痢なるが赤痢は最近著しく減少し毎年の患者十名以内とす只流行性腦脊髓膜炎は主として住友の鑛業所關係にて局部的に最近流行したるものなるが最早大事には至らず。

第九章 婚姻

婚姻の行事慣習に就ては已に述べたるが如しと雖ども本章に於ては年齢より見たる婚姻の關係を述べんとす、即ち婚姻も往時は支那朝鮮の夫れの如く随分早婚の行はれし時代ありしが如きも徴兵検査其他の關係上追々早婚の弊は矯正せられ現今に於ては男子は二十五歳以上三十歳未満女は二十一歳以上二十五歳未満の者最も多きを占めり而して婚姻に對する離婚の状況は年次減少の跡ありと雖ども今尙結婚に對する約一割に相當する離婚あるを見る然かも是等は何れも戶籍法上に於ける正當手續に依れるもののみにして未手續中に於ける關係を嚴格に調査したるんには意外の統計を示すや必せり蓋し私生兒の多きは概ね此に起因するものならんか。

○夫妻相互年齢に依りて分ちたる婚姻の状況（大正十年調）

男	年										女	
	十八年	十九年	二十年	二十一年以上	廿五年以上	三十五年以上	四十年以上	四十五年以上	五十年以上	五十五年以上		六十年以上
六年	二											
七年	三											
八年	四											
九年	二											
十年	二											
十一年	一											
十二年	二											
十三年	一											
十四年	二											
十五年	一											
十六年	一											
十七年	一											
十八年	一											
十九年	一											
二十年	一											
二十一年	一											
二十二年	一											
二十三年	一											
二十四年	一											
二十五年	一											
二十六年	一											
二十七年	一											
二十八年	一											
二十九年	一											
三十年	一											
三十一年	一											
三十二年	一											
三十三年	一											
三十四年	一											
三十五年	一											
三十六年	一											
三十七年	一											
三十八年	一											
三十九年	一											
四十年	一											
四十一年	一											
四十二年	一											
四十三年	一											
四十四年	一											
四十五年	一											
四十六年	一											
四十七年	一											
四十八年	一											
四十九年	一											
五十年	一											
五十一年	一											
五十二年	一											
五十三年	一											
五十四年	一											
五十五年	一											
五十六年	一											
五十七年	一											
五十八年	一											
五十九年	一											
六十年	一											
計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二

第四篇 人物

古來本郡より出てたる人物として推舉し得べきものは蓋し極めて尠少なからざるべしと雖ども遠く古昔に屬するものは概ね文獻の徵すべきものなく只僅かに舊藩時代以後のものなるが由來人物の如きは時と所に依り又は其の見方に依り大に其

趣を異にするものにして隨て本篇に列記せるものに對しても多少の異論もあるべく又此の列記以外に特に推舉すべき人物なきにあらざるべしと案ずるも之が調査は極めて困難にして到底其の完璧を期し得ざるを以て舊藩時代後明治の初年迄の間に於て名ありし人物而かも主として故人を選び現在者は概ね列舉を見合せたり蓋し現在者の内には實業界に教育界に官吏軍人界に或は其他に一角の名を爲せる人物稀少とせず之を本篇に列記の人物に較べ固より聊か遜色あるなしと雖ども要するに人物の批判は其終生の後に於て爲すべきものとし敢て之を除外せり尙本篇に列記したる教育功勞者及孝子節婦等は概ね大正十一年松山に於て行はれたる孔子祭典の際從祀せられたる者及伊豫善行録に掲げられたる者を摘録せり。

(次第不順)

- 眞鍋次郎兵衛
- 岩崎五兵衛
- 平野文藏
- 太田玄兵衛

右者一柳家の忠烈四臣と云ふ寛永七癸酉年一柳丹後守直盛字摩新居周布郡に封

せられ西條城を築き居住す其孫監物直興の執政無道暴惡日に甚だしく罪なくして徒らに死刑に處せらる者日を逐ふて増す此の時に方り右四臣は深く之を痛嘆し身命を賭し叱責を冒して極諫する屢々なりしが暴君直興は容易に此の忠言を容れざるのみならず遂には憤怒の餘り手刃を加へんとす茲に於て四氏は深く覺悟する所あり即ち身を以て君を諫めんと寛文三年三月晦日相共に自殺す而して藩主直興は政道益頽廢し後ち二年を経ずして除封せらる洵に四氏の忠烈なる武士の龜鑑として推賞すべしと雖ども憾むらくは今や其遺跡の何等見るべきものなく唯一柳家菩提院たりし本郡大町村常福寺過去帳に、

一柳家忠烈四靈の事

實翁道真信士

真鍋次郎兵衛

道法信士

岩崎五兵衛

幻心信士

平野文藏

花月信士

太田玄兵衛

右の四靈者一柳家忠死之臣主君行暴道死刑逐日増敷雖納諫言良藥敵口死
寛文三癸卯年三月晦日同時同刻也

と記するに在り其後安政年間同志相謀て碑を堂前に建つ碑文は西條藩の儒者日野亮太郎胖の草する所なり。

○高橋孫兵衛

○高橋彌一右衛門

○村上平兵衛

右三人は俗に御三人首と呼ぶ即ち寶曆三年西條藩對封農民との間に三萬石騒動と云ふ大事件起りしが此の三義人の爲め漸く農民の主張貫徹し其業に安することを得たりと云ふ其の詳細の事歴に就ては何等記録の認むるものなしと雖ども古老の傳ふる所に依れば寶歴年間に至り西條藩の有司横暴を極めて藩政漸く紊り殊に年貢の取立の如きは偶々藩主が江戸に在住して留守を奇貨とし種々の失當を敢てして私利を貪り眞實に藩政を顧みる者なし茲に於て藩政益々亂調となり財政亦困窮を告ぐるに及び從來御高三萬石なるにも不拘其れ以上の實收入を得んとし領内一般に納米増徴を布達し即ち如何なる不作と雖ども三萬石を限度として夫れ以上の收穫あれば夫れ相當の納米を爲すべしと云ふにありきさなきだに農民は有司の惡政に極度の困憊を告げ他國の藩民に比べて實に悲慘の状態なりしかば如何に

藩の御掟たればとて此上の増徴は到底農民の堪へ得べき所にあらず忽ち其口糊に窮すとなし農民の興奮甚だしく處々に會合行はれ形勢頗る急を告げたるも何分にも之を統一するの材なく徒らに隱然藩の有司を罵倒するに過ぎざりき此の有様を當初より多大の決心を以て傍觀したる右三義人は最早一日も猶豫措くべからずとなし三人は期せずして相一致老父母及妻子を棄て身命を賭して藩内農民の巨魁となり即ち三人は其總代として藩廳に出頭有司に對し百方哀訴嘆願する實に屢々なりしが容易に解決の曙光を得ず此の上は最後の手段に依るの外なしとして竹鎗旗して藩内數千の農民を一夜の内に加茂川磧に集め一面宇摩郡内の農民とも連絡を圖り事態頗る容易ならざる氣勢を示したりしかば藩に於ては今更の如く狼狽し種々の手段を講して之が鎮撫に努めたるも年貢復舊の詮議ある迄は絶対に解決の途なしとして右三義人より血涙を賤きて陳述せる結果藩に於ても遂に盡すべき手段なく然らば年貢は従前の通り復舊すべきも藩内を騷擾せし罪科に依り三人を死刑に處すべしとて最後の高壓手段に出たるが三人は固より覺悟の上なりして泰然自若假令如何なる處罰にせよ甘んじて受くべしと申出てしかば藩に於ては遂に施す手段なく其の請を容れて年貢を復舊し代りに右三義人を斬罪に處する事とせる

が農民等は總代三人をのみ犠牲するを忍びすとなし飽迄三人の保釋を懇願し容れられざるに於ては又如何なる舉に出づるやも計られざる不穩の状況なりしかば是亦不得要領なる言辭の下に漸く一同を引取らしめ然して三人に對して直ちに罪科を付して江戸の藩主に上申したるが藩主に於ては是れ事態洵に容易ならずとして審議を重ね遂に總代三人は釋免すべしと決定したるが留守有司の專斷に依り寶曆三年六月十五日無慘にも義農三人は加茂川磧の露と消へたり茲に於て農民は今更の如く憤慨し更に不穩の舉に出でんとしたれども斯くして却て三人の意旨に背くとなし此の上は彼等を祭祀して靈を吊ふに若くなしとし今の神鄉村中郷白山神社境内に高村社を建立して其の靈を祀り今の高津村澤津の阿彌陀堂にも碑を建て其他各農村の所にて三人首の碑を見る蓋し此の三人が義血の譽は實に彼の佐倉宗五郎にも劣らざるものにて本郡農民の一大恩人と謂ふべし。

○三木左三

左三は文政六年宇摩郡蕪崎村に生る代々醫を以て業となす萬延の頃本郡垣生村に來り住す平素勤王の志篤く文久三年京都に上り澤主水正宣嘉に會し一意推戴の念を生せり宣嘉但馬生野に兵を擧げ事成らずして走り左三の家に投ず西條藩の偵

吏來て浪人詮議の命を傳ふるに及び宣嘉左三の召使の眞似して茶を捧げて給仕す偵吏爲めに疑念を晴らして去れり元治元年左三宣嘉を護衛して長州に往き三條實美に面す相從ふもの八人即ち左三嫡男虎之助、同姓源一郎、池原利三郎、尾崎山人、安藤内匠飯塚龜三郎、黒川通軌、田岡俊三郎是なり、此時實美近く義旗を擧げんと語りしかば左三大に感激して同志を募り相應すべきを約して歸れり慶應元年九月左三重ねて上洛し國事に奔走す同二年上京して中山郷の門を叩く郷乃ち名を與へて河野遠江守とし從五位下の格を以て天顔に咫尺せしめ天杯を賜はる、後澤郷の執事となり蛤御門の警衛を命ぜらる明治二年七月二十七日病を以て京都の寓所に卒す年四十七洛北臺山の靈地に葬る明治三十六年十一月十三日特に從五位を贈らる裔今尙同村に在りて醫を業とす、澤郷の居家及遺墨今尙存す。

○三浦安

三浦安は西條藩士にして文政十二年八月十八日を以て西條に生る小川武貴の庶長子にして母は三浦氏なり幼名光太郎年四歳故ありて小川の同族千種氏に養はれ内田敬之助と稱す賦性純直にして志氣あり年二十一にして江戸に遊び山井璞輔安井忠平等に學び林門に入り昌平黌に在ること五年廣く天下の士に交る嘉永六年藩

士三浦氏の嗣と爲り三浦五助と稱す郡奉行となり藩廳の民政を掌ること十年能く時弊を匡正す其の間紀伊及西條藩に盡す事多く後ち尊攘の議起るに及び屢々京都、江戸或は和歌山に奔走し幹旋する事尠からず、廢藩置縣に及び大藏省に出仕名稱合一の令に依り安と改む尋て左院に轉じ四等議官に任せらる八年四月同院の廢せらるるや内務權大亟に移る後ち修史官監大亟に任せられ十五年五月元老院議官に擢てらる元老院廢せらるるや錦鷄間祇候と爲り二十三年帝國議會の創設に際し勅選の榮を荷ひ貴族院議員に任せらる二十六年十月政府の意を無にし難く東京府知事の劇職に就き二十八年宮中顧問官に轉し後ち從二位に昇り勳一等叙せられ明治四十三年十二月歿す年八十有二。

○加茂百十

加茂百十幼名は辰也通稱は茂庭後ち百十と改む景行天皇の皇子武國凝別命の御子地奴美命の後裔なりと縣社伊曾乃神社の祭神に二柱あり一柱は天照皇大神にして一柱は地奴美命なり此の命より氏に至る迄七十七世累代該神社に奉仕せり殊に氏は大宮司の職を奉じ從五位上近江守に叙せられ明治維新となりて從七位に叙せらる當時御親兵の組織等勤王の爲に私財を抛ち身を犠牲にして盡す所尠からず後

ち彈正臺大監察に任せられ各地の騷亂を鎮定す、彈正臺廢せらるるに及び御歌所の調、阿波國國幣中社忌部神社權宮司、美作國國幣中社中山神社宮司、備前國國幣中社安仁神社宮司等に歴任後ち歸郷して縣社石鎚神社の祠官となる、明治二十七年三月年八十有六にて歿す。

○秦 勝三郎

秦勝三郎は諱は友久、舊西條藩士山本道友の三男にして文化十一年五月十日を以て生る、天保四年秦家の嗣となる、夙に武を好み江戸に出て木村佐左衛門に就き新陰流の劍術を研め廿六歳にして其印可を得更に神陰真陰二流を併せ修め兼ねて槍柔射、御砲、泳、薙刀の八般を修業し就中劍槍を以て得意とし終に三陰流を親す、技神に入り名聲漸く普し即ち天保十一年命せられて西條藩の師範となり上士に擧げられて中の間番頭格に列し又各藩の懇請黙し難く藩主の特命に依り他藩の客分師範と爲り其間門人の數實に萬を以て數へしと爾來西條藩の武技愈々振ひ名聲天下に洽布す、氏の神技に就ては傳ふる所鮮少ならず或は江戸櫻田門外騷擾鎮撫の如き或は幕府の旗士四五十人に對し疊隱の技を演し時餘猶克く捕へられず遂に一隅に迫つて三角押を爲すに及び巨軀を直ちに天井に移して遂に捕へしめず彼等をして伊豫

の鬼勝と嘆賞せしめたる如き或は砲術に於ては天下無敵と稱する仙臺藩士某と銃と劍にて立會遂に彼をして門弟たらしめたる如き或は嫉妬に固り羨望に基き危禍に遭遇して變身自由の妙技を顯はし敵をして感嘆敬服せしめたる如き又幕府毛利氏を征するに方り之が將帥として精兵三百を率ひ策戰妙を以て苦もなく毛利勢を潰敗せしめ西條藩の爲めに萬丈の氣焰を吐き、長州征伐大野の原で戰して勝つ伊豫西條々々と中國地方の童謠に驅はれたる如き實に氏が妙技の然らしむる所たらずんばあらず氏は品性高潔にして沈毅慎重虚しく榮光を要めず殊に貨色に至りては甚だ恬淡にして禪僧も及ばず又下級或は農商工の者に對し極めて懇切丁寧にして毫も高ぶらず家に在りては孝悌の道を正うし卑幼僕婢と雖ども威を以て臨むことなく仁恕にして之を憐み一家常に圓満にして春風胎蕩たりしと云ふ、慶應四年九月五日病を得て逝く享年六十有七。

○奥田 幸三郎

奥田幸三郎は鹽出文六の三男にして嘉永四年九月を以て生る、字は重勝、南海鐵峰と號す、後ち奥田家の養子となる、萬延三年歳甫めて八歳にして西條藩大島流槍術指南赤堀市左衛門正文の門に入りて槍術を學ぶ、次で眞隱流の祖鹽出ト眞五代の孫劍

術指南實父鹽出文六に就き劍術を修業し明治三年選ばれて劍術修業を命ぜられ大阪に至り鏡新明智流桃井歸の門に入り後ち丹波丹後但馬の三國より東海道を經て東京に巡遊し到る處名士を訪ひて劍道を研究し技大に熟して歸來明治八年十月宇摩郡寒川村に於て擊劍道揚を開く後ち求めに應じて警察の師範となり明治二十八年には廣島に於て擊劍天覽の榮を辱ふす其後大日本武徳會總裁より武術精練の故を以て劍道教士の稱號を授けられたるが明治四十一年六月二十六日病を以て歿す。

○山本藤之進

山本藤之進諱を義方と稱す西條藩に任ふ人と爲り謹直體格魁偉、膂力人に絶す始め小吏たりしが文政己丑特に命ぜられて體術を紀伊藩關口に學ぶ三年にして其奥を極め大に出藍の稱あり遂に拔擢せられて士列に入り體術を教授す技神に迫り指導懇切なるを以て閩藩風靡舉て其門に入るを競ひ體術爲に振ふ藩主特に之を嘉賞して中之間藩格に舉げ山奉行を兼ねしむ格勲愈々勵みたるが慶應二年丙寅正月七日壽七十九歳にて歿す嗣子龍之介義道又體格力量父の如く藤之進の弟秦友久藤三郎亦眞陰流の達人にして人之を連壁と稱す。

○高橋笈次郎

高橋笈次郎諱恭章は西條藩田宮流劍道師範役森惣兵衛經豐の次男にして天保三年十一月二十二日を以て西條に生る幼にして非凡の才あり同藩士高橋彌兵衛恭忠の養子となり父に就き劍道を修む長ずるに及び諸國に遊歷すること前後數回技爲めに長じて蘊奥を極む即ち藩は之を舉げて田宮流劍道指南役とす其の最も得意とする所は兩刀使ひにして名聲四方に轟き天下無敵の評あり大鼓打或は大鼓小鼓の稱あり以て其技の鮮かにして早業なりしを知るべし閩藩競ふて其門に入り他藩より亦來り學ぶもの多し諸國より修業者來ること多しと雖ども嘗て敗れたる事なく世人今武藏として之を推賞せり廢藩後京都府の請に依り劍道師として勤め更に令名を高む當時大阪書肆劍客の番付を出版したるが笈次郎は東の大關にして西大關は嘗て同氏に學びたる大州高山峯太郎なりしと明治二十三年八月二十二日病を得て歿す時に年五十有九。

○加地匡郷

加地匡郷は舊西條藩士加地萬右衛門の長男にして前名を市之丞と云ふ天保六年八月二十九日出生夙に藩費に經史を修め二十歳にして江戸に出て山岡喜一郎筑後柳河藩師範役加藤善右衛門に師事して鎗術を修むること五年技頗る長じて天下殆

んど比類なしと云ふに至る間もなく紀伊藩に仕へ鎗術師範役となる後ち明治維新に及び三浦安等と共に國事に奔走する所あり明治元年公用人被申付翌年孔雀の間席公用判局事に進み同四月田丸城受取役となる民政治局事被仰付同十月參政及公議人に擧げられ十一月和歌山藩權大參事に任ぜられしが三年九月に至り舊藩主徳川茂承の家令に擧げらる爾來勤績四十餘年主家の經營に精勵一日の如く頗る令聞あり四十一年古稀を過ぐるの故を以て隱退せり。

○竹内立左衛門

立左衛門は西條藩主松平頼謙の臣なり、資性剛毅忠直にして學を好み卓量果斷にして才智衆に絶す少時世に容れられず常に人に語て曰く世我れを容れずと雖ども我能く世を容ると、其父嘗て民利を興さんと欲し多喜濱に於て鹹地を相し鹽田を拓く、立左衛門克く父の志を繼ぎ民を利するを以て自己の任となし屢々藩主に上疏して時政の得失地利民福の緩急を陳ぶ藩主遂に其卓量才智を認め擢て、郡奉行に任ず、其訴を聽くに當りては必ず天神地祇を拜して冤罪なきを祈念す當時郡民盜を憂ふ立左衛門謂へらく盜の生ずるは畢竟賭博に胚胎すと乃ち之を堅く禁じて以來漸く盜なきを得たりと又城西二里許廣大なる鹹地あり氏三十七歳の時之に堤防を築

き新田を開かんことを請ふ即ち藩主の命を受けて安永七年起工幾多の艱難を排し刻苦勵精工を督すること三年にして終に成功す其面積三百餘町夫役百三十餘萬人費金二萬餘兩を要せり土地肥沃にして年々の收穫二千五百石を下らず護岸鞏固にして田區井然實に空前の大事業たりしなり即ち今の橋村禎瑞の地之れなり、藩主其功を賞し留守兼奉行に重用す後ち天明七年諸州凶作穀價大に騰貴し郡民は専ら糧食の缺乏を危懼す此時立左衛門逸早く封内の戸口を計り多く雜穀蔬菜を他國に需め遂に事なきを得たり、其藩政に貢獻する所概ね斯くの如し藩主或は佩刀を賜ひ或は秩祿を進め以て之が勞功を旌表す寛政五年秋病を得て漸く篤く藩主特に藩醫をして之に侍せしも終に起たず寛政六年二月九日歿す享年五十有四藩主特に生前の功績を追慕し禎瑞新田の地を相して社殿を建立し早苗神社として其靈を祀れり村民の尊崇今尙厚く明治二十九年八月境内に碑を建て其徳を頌す。

○天野喜四郎

天野喜四郎父子四代は本郡多喜濱村大字黒島製鹽業の功勞者なり、初代喜四郎は備後國御調郡吉和村の人享保八年當時黒島村年寄等の懇請に依り同志數人と共に黒島に來り西條藩の許可を得て鹽田十一區段別十六町六反歩を拓く功程一年有餘

に涉り工費總額銀百七十七貫八百三匁四分を費し總て自己の資金を以て辨ぜり、西條藩其功を賞して喜四郎を永世庄屋元締役及薪鹽の間屋に任じ尙ほ鹽田一濱に付年々銀百匁を喜四郎に納むべきことを命ず、享保十八年喜四郎更に製鹽業を擴張し鹽田十七濱段別二十六町五反歩田畑及宅地反別九町三反歩を開き工費銀二百七十五貫百匁を費せり、新開地功成るや享保二十一年五月多喜濱東分と命名せらる、斯くて初代喜四郎は寶曆六年十二月二十九日を以て歿せり、二代喜四郎は父の遺志を繼ぎ同十年田畑反別六十四町四反歩鹽田反別十三町七反歩を拓き之を多喜濱久貢新田と稱す、其子代助又父祖の志を繼ぎ鹽田四十二町五反歩を拓き四代喜四郎に至りて遂に本郡の製鹽業を大成せり。

○田中喜兵衛

喜兵衛は西條藩下大町組の大庄屋田中喜兵衛の祖先にして萬治年間の人なり當時加茂川の河水氾濫して屢々慘害を及ぼし、沿岸の人常に居を安んぜざりき而して今俗に云ふ釜之口樋戸及堰は當時は現在の場所より遙かに下流今の伊曾乃渡瀬の邊にあり地位適所を得ざる爲め水掛り悪しく灌溉の用を便ずること極めて少く殊に常心の地より以南は常に旱害多く其以北と雖ども灌溉の利全たからざるのみな

らず釜之口屢々破壊して慘害を蒙る久しきものありき茲に於て喜兵衛は之が治水の改善策を講じ且つ灌溉の計畫を立て釜之口の堰を今の八堂山麓に変更せんことを出願せしが同所は加茂川奔流の衝に當り却て危険多しとして許容せず其後數回出願を反覆して若し萬一の事あらば喜兵衛が首を斬り釜之口に於て梟木に懸けらるべしと請白の至情は遂に藩主を動かし漸く特許せらる喜兵衛即ち欣喜の念禁ずる能はず直ちに工事に著手して刻苦經營遂に彼の一大工事を完成せり是れ現在の釜之口なり工事成るや二百年以來毎年の如き水害は全く夢の如く忘れ而かも灌溉力増大し石畠瘠地變じて良田となり實に附近農事界の一大革新を來たせり惜むべし今は其家も絶へ遺物遺墨等の見るべきもの更になし。

○僧 常 眞

常眞は讚州多田郡廣田の領主入江兵庫頭の末裔にして慶長年間此地に來り時の領主加藤左馬頭より原野を拜領し此に荆棘を拓き一堂宇を建立すこれ南岳山光明寺の始めなり、當時加茂川は八堂山の麓を東北に廻り今の大字大町福武の間を貫流して玉津村字御船川に注ぎしが氾濫常なく其慘害甚なからざりしを以て常眞此に一大土工を起し幾多の困苦と辛酸を経て遂に流域を現今の如く變更し神拜村字古

川に注がしめ漸く水害を免かれしめたりと云ふ、右は専ら古老の傳ふる所なれ共唯一の證據たる光明寺は曩に二回の火災に遇ひ何等見るべき記録の存せざるを遺憾とす、大町村字常心には釋常眞法師と記せる古碑の寂然として僅かに存せるのみ。

○廣瀬 幸平

幸平實名は滿忠文政十一年五月滋賀縣近江野州郡八夫村に生る天保九年齡十一歳にして住友家に入り本郡金子村に住す爾來五代に歴仕し明治二十九年退隱五十有七年間終始一誠意住友家の爲めに盡し同家の今日ある實に幸平の努力なりと傳ふ、其事績の詳細は此に一々記述の餘裕なしと雖ども慶應元年幸平が別子銅山の總宰に擧げらるるや恰も幕府の末期に際し天下一入多事多年幕府より多大の援助を受けたる鑛山事業も王政復古と共に幕府の後援止み其の結果は鑛山の經營に多大の頓挫を來たし一方山民は爲めに竹鎗蓆旗の騒ぎを演じ内外の混雜實に名狀すべからず遂に住友家に於ては銅山を賣却して其家計の急を救はんとするの議も起りたるが此間に處して幸平は獨り衆論を排し挺身其衝に當りて苦慮畫策漸く爲めに危急を脱し得たり爾來一層自重して別子銅山の經營に當り或は人材の登用新器械の購入に依り能率の増進を期圖し一面採掘及製鍊の方法を改良して生産を増大な

らしめ其他全銅山經營の萬般一として其指圖に出でざるはなく遂に今日あるの基礎を確立せり故に明治二十年從五位に叙せられ勅定の金製黃綬褒章を賜はり同二十五年勳四等に叙し瑞寶章を授けらる蓋し此の時代在野の士にして此の如き特典に預りしもの東北に於ては澁澤榮一、古川市兵衛、伊達邦成の三人而して關西に於ては實に幸平一人なりしと云ふ大正三年一月病を得て去る干時年八十七歳なりき。

○飯尾 麒太郎

飯尾麒太郎は文久二年二月を以て中萩村大字萩生字岸之下に生る父は才右衛門母は武川氏氏は其の長男にして家を襲けり家世々素封家を以て地方に知らる、天正年間より世襲二十一代小松藩に仕へて郷士となりしが廢藩置縣の際特に士族に列せらる世に稱す一萬石の大名の下に一萬二千石の百姓ありと是れ飯尾氏のことなり、幼にして尾崎星山の門に入りて漢學を修め十八歳にして父を失ひ家事を治む、外貌溫和にして中心剛直又仁慈にして公共心に富む、産業の興隆に腐心すること多年遂に獨力にて養蠶製絲の業を起し即ち巨萬の資を投じて製絲工場を建設し盛に製絲を始め以て地方子女の勞力を調節し事業界の振興に盡す事尠からず其他地方自治及社會共同の爲めに盡したる事歴枚舉に遑あらず明治三十年選ばれて貴族院議

員となり同四十一年二月病を得て歿す。

○遠藤 石山

石山は幼名を徳藏と云ふ天保三年壬辰七月十三日を以て生る藩政時代に於ける地方有数の儒者なりき其の事績は角野村瑞應寺の境内墓地に門人相寄て建てたる碑文に盡せるを以て左に其の碑文を掲ぐ、

先生幼名徳藏字石山號璞玉又六顧遠藤氏豫州小松人以天保三年壬辰七月十三日生父曰清左衛門本姓永井氏入嗣遠藤氏娶泉川村山内氏女生四男一女先生其四男也山内氏嘗師事小松藩儒近藤篤山夙以賢聞教養兒女有方先生天稟溫厚自幼好學殆忘寢食年十有九遊江戸入昌平業卒業任教職及尊攘議起入京師頗有所幹旋明治維新開塾于風早竹原尾道泉川諸處稱稽崇館從遊者前後數百人舊藩主一柳公亦入其門其遊宇和島也藩主春山公禮遇甚厚歷任石鏡縣學務係取締及第三學區取締四十年丁未十一月十八日病歿于家享年七十有六娶山内氏女德子生男長曰菊太郎出嗣山内氏次曰芹次郎次曰枸杞三承家先生精通經書常愛讀竺墳深究其理所作詩又篇什極多又善書畫好茶道晚年歷遊京阪不顧家事超然逍遙物外矣某等久奉教于門下感恩實深頃建石以表其墓銘云。

流風餘韻

南海之濱

猗歎先生

其名不泯

塘外書

大正二年癸丑六月門人建焉。

○和田 義綱

和田義綱は舊西條藩和田市十郎の長男にして幼より志を文武兩道に馳せ最も文學に長ぜり藩命に従ひ江戸に出て當時の諸大家に就きて日夜漢籍を研究す歸國後藩校に教官たること多年藩末公用人に擧げられ四方に出て外交に當りて功あり廢藩後文部學制を頒布して各地小學區を設置せる際學區取締を命ぜられ郡内小學校を監督す後ち郡制を布くに方りて新居郡長に任ぜられ治績大に擧る其後新居周布桑村の三郡を合併するに至りて職を辭し十五年八月病歿す。

○矢野 拙齊

矢野拙齊名は義道通稱理平松齊と號す西條の人政信退休の子なり年十八にして山崎闇齋の門に入り淺見細齋佐藤峰松軒と講習討論し造る所益々深し廿三歳にして江戸に到り生徒に教授し年三十甲斐侯徳川綱重に仕へ旁ら將軍綱吉に謁し數々侍講す後高崎侯右京允に仕へ祿四百石を食む而して其幕府に詣ること故の如し後ち遇はずして辭去す時に年三十七爾來陋巷に隱淪し姓名を山中久右衛門と變じ子

弟を教授し從游する者益々多し、家固より貧し而して自ら奉ずる甚だ薄く二親を千里の外に養ふこと凡そ廿餘年歸省すること數次孝養尤も厚し、其爲人質懇審詳孝友純篤、族姻を周贍して恩惠を盡し後進を接引して倦色なし、世味淡泊窮に處して晏如たり其學を爲すや心を程朱に潜め思を諸經に覃む、享保十七年正月十二日江戸に終る年七十一。

○佐伯 惟忠

佐伯容齊の墓は今治城西觀音寺に在り其墓誌簡單なるを以て錄して小傳に代ふ。佐伯佐藤治、諱惟忠、號容齊、同州新居郡氷見郷之産也、爲人溫厚忠直、篤信程朱之學、數經歷都鄙嚮來於本府教導子弟、又助教國學六年、以病辭焉、文政十三庚寅歲八月十八日歿、享年六十有九。

容齊歿するの前年脇屋公の誠忠に感じ貝原益軒の贊辭を採り之を石に勒して國分寺畔脇屋公の墓前に建つ以て容齊の人となりを知るに足らん。

○菅 五郎兵衛

菅五郎兵衛は新居郡安知生今の神戸村大宇安知生(の里正なり、字は子興、中山と號し五郎兵衛は其俗稱たり、幼より學を好み稍々長して周布村の吉本平太に従ひ開齋

學を修む平太大州侯に聘せられて彼地に行く毎に中山亦隨ふて赴き常に其の教授を助く、後中山斯學に安ずる能はず志を立て、京都に遊び皆川文藏、佐野少進等に師事す勤苦數年學大に進む少進薦めて菅家内塾の都講となす後辭して家に歸り里正職を奉ずること二十餘年事務大に舉る、此に於て家職を其子長左衛門に譲りて西條に移り茲に帷を下し子弟に誨ふ集る者多く常に其門に溢る文政十二年官其篤學を褒し稱氏帶刀を許し俵米三口を賜ひ且隨時濬學に勤仕することを命ず實に當時異數の舉に屬すと云ふ、中山少壯豪放にして名教に拘はらず依て世の謗を受けたることなきにあらざりしも其才學と至孝は終に一世の景仰する所となれり天保七年丙申十月十八日逝く、著はす所居喪私書あり。

○日野 和煦

日野諱は和煦字は公春號は醜泉又半隱幼字は大助又徳右衛門と稱し後ち暖太郎に改む、天明六年を以て西條に生れ初め近藤篤山に師事し長して昌平疊に學ぶ、業成り藩に歸り儒官に擧げられ藩主の侍讀となり又藩學の教授となり闔藩子弟の教養に力む、天保年中西條誌の編輯を成す其着手するや寢食を忘れ東奔西走寧日あることなし或は紀州に往て府庫の資料を探り或は百千の書卷を涉獵して典據由來を査

し時に海島に渡り時に山岳に攀ぢ以て地理を知り事情を察し名所を探り舊跡を索め且記し且圖し遂に一部二十卷の著作を完結す時に天保十三年五月なり本書は當時未曾有の好地誌にして世を益すること尠からず其効長へに傳ふべきものなり其他吐肝新論、浴療代記、犬馬の誠、田獵對、毛詩講義、兵備妄言、讀四十六士論、不傳妙集、音注字例、釜の口石ぶみ、釀泉詩稿等あり、安政五年十一月十四日病に歿す年七十三、大町大念寺に葬る、終りに其五律一首を附記す。

結髮遊千里、讀書殆五車、爲文雖不巧、鍛句庶無暇。
遺稿存蛇足、殘編慎鼠牙、留詩勉孫子、非敢勒浮華。

○矢野翠竹

矢野翠竹名は普通稱佐太郎翠竹は其號なり醫師矢野八堂の子なり醫を修めずして文學を好み夙に京都に上り頼山陽に師事す學成り歸りて西條藩の儒官となる爾來久しく子弟を教へ名聲高し、人となり敏捷快豁、辯舌爽かにして殊に講釋に長ず人喜んで之を聞き時の移るを覺へざりしと云ふ、安政六年八月二十一日歿し玉津の永易庵に葬る。

○山井璞輔

山井璞輔名は璞介堂と號し璞輔は其通稱なり、一世の碩學山井鼎歿して嗣なく其家斷ゆること百餘年西條藩主夢想に感じ天保八年渡邊璞輔をして山井家を再興せしむ璞藩學擇善堂の教授となり學風頗る振ふ、天保十三年足利學校に到り十三經を校正し留ること三年にして成る、文久二年三年十日病に歿す年四十一、江戸麻布の大安寺に葬る。

○矢野泉太郎

矢野泉太郎幼名を安太郎と云ふ西條藩儒官矢野佐太郎の子なり初め業を家庭に受け後ち江戸の藩學に遊び旁ら東都の碩學の塾に出入し學識益々加はる安政三年藩學助教となり尋て教授に進む文久三年八月十五日病を以て早世し西條城外永易庵に葬る、資性聰明、博覽強記一國の秀才と稱せられしに惜むべし。

○近藤元良

近藤元良字は平格名洲と號す新居郡立川村今の角野村大字立川の人、年二十松山に抵り大高阪天山に師事し後ち文政十年江戸に遊び大島有隣に従て心學を研究す學成り令聞あり松山藩主久松勝善延て其講を聽き久津部三草安志等の藩主も亦師事するに至れり、己にして松山に歸り田中一如を援けて六行舎に講説す徳化大に行

はれ元良は慶應四年五月十八日を以て逝く年六十九城北龍泰寺に葬る。

○矢野 快庵

矢野快庵名は重登字は成卿易村と號す永易村今の玉津村の醫家に生る幼にして學を好み長じて京の小林某藝の惠美三白、紀の華岡青洲等に就て醫學を修め旁ら頼山陽に事へて詩文を學ぶ、歸て業を開き治を乞ふ者日に益々多し、嘉永五年西條藩主拔擢して醫員となし尋て侍醫に進む蓋し異數の事なり、明治三年九月十一日歿す年七十六、永易村吉祥庵に葬る、快庵資性温雅醫を能くするのみならず詩文書道に通ず詩文は琅々誦すべく筆跡亦遒勁雅致あり、醫にして儒を兼ねたる大家と謂つべし。

○東 春 草

東春草姓菅原諱は勝升字は子允春草南州共に其號なり通稱八之丞又鋼右衛門と改む、文政三年西條に生る初め近藤篤山に學び尋て昌平覺に遊ぶ學就り歸て官に就く、擇善堂教官公議人等に歴仕し又西條松平家の家令となり後新居濱に帷を垂れ道を講ず、明治八年九月八日病に歿す時に年五十六。

○長谷川 與市

長谷川與市諱は親比、八百助と稱し、後與市と改む、小うして江戸に遊び聖堂に學ぶ

こと六年其室長を勤め旁ら桃井道場に於て劍術を修得す、歸て西條藩の儒員に列せられたるが王政復古に際し南船北馬大に王事に勤む維新後權大參事に任ぜられ尋て第四大區々長となり學區取締を兼任す、明治七年資を投じて加茂村に銅山を開き又信濃より教師を聘して養蠶業を獎勵し斯道發展の基を開けり、明治八年十二月二日年四十五にて歿し玉津村の萬福寺に葬る。

○伊藤 祐道

伊藤祐道幼名祐次通稱三次郎宇吉甫竹堂と號し老後君命に依り通稱祐道と改む、西條藩の御針醫伊藤良庵の子文化四年十一月三日を以て生る幼にして藩學に入り三品容齋、日野釀泉等の教を受け長じて江戸に遊び古賀侗菴に従ひ又聖堂に學ぶ歸藩後擢てられて儒員に列し擇善堂に教鞭を執る數ば江戸に往來し藩主頼學頼英に侍講すること凡そ三十年夙夜懈らず兼て一藩子弟を教養し進て御供役格に擧げらる、廢藩後石鐵縣文學教導及一等教授方等となる遠近より來り學ぶもの亦多く前後五十餘年一日の如く教育に従事す、爲人温厚慈實酒を嗜むも曾て亂れず其學程朱を宗とし經を講ずる義理精明なり平生韻語を好み興に觸れ事に感ずれば必ず賦する所あり鉅鏗誦すべき也、記録數卷を遺せり又餘暇武技を修め砲術及槍術に志し砲術

の如きは豊田流の皆傳印可を得たり、明治九年三月十八日病に歿す時に年七十玉津萬福寺に葬る、東行詩集の望富士の一首左の如し。

雪存太古粉痕濃、洗出清顏湖上峯、遙望近觀無限意、爽然八葉玉芙蓉。

○神保竹逸

神保竹逸諱は茂成字は子明幼字は安太郎又段次郎と稱し後研藏に改む竹逸は其號別に克堂の號あり天保六年西條に生る、幼にして藩學擇善堂に學び兼て劍法、乘御槍術、水泳、砲術を修業す、安政二年長崎に行き高島流の砲術を練習す歸て授讀となり中小姓となり尋て江戸に遊び鷹懲館に入つて砲術並兵學を修め旁ら碩學に就て經史を學ぶ安政六年歸て藩に仕へ西洋式砲術及擇善堂の教授を爲す爾後内勤外交の諸務を経由して擇善堂の教官及練兵教師に進む明治六年以來津根、飯岡、大町、玉津の小學に教へ且尙西條中學に授く旁ら神道少講義に補せられ布教に力め尙家に在りては多くの子弟に漢學を教授す如此終始一貫精勵し明治十九年六月廿六日歿す年五十二。

○栗本碌二

栗本碌二名は義貫看山と號し幼名八助後碌二と通稱す、天保五年四月西條藩に生

る幼時擇善堂に學び長じて紀州藩水野某に従ひ轉じて昌平黌に遊ぶ又國學を半井梧菴と松永二水とに受く、文久二年授讀となり次に助教授となり士列に進み尋て教授に擧げらる廢藩後西條育英館、別子校、開明校、大町校等に教へ明治十九年七月三十一日病を以て逝く年五十三神拜の大通寺に葬る碌二人と爲り剛毅にして淡泊なり茶を喫し酒を好み詩歌を善くす、寄水述懷の和歌あり曰く、『浮沈みありとは聞けど埋れ水うかぶ瀬もなく世を渡るかな』。

○日野三樂

日野三樂諱は胖又弘道字は子廣三樂は其號なり西條藩士日野好古の子なり、少にして藩學に學び長じて聖堂に遊ぶ業成て家に歸り尋て城外に塾を開く弟子四方より來り學び後徳を成し材を全ふる者多しと云ふ先是、官俸録を給して之を遇し普く村里を巡歴して道義を説かしむ當時封内孝子節婦を出すこと多し蓋し三樂の力與つて多きに居る、明治廿年三月十二日老いて死す壽八十有二。

○山井幹六

山井幹六諱は重章清溪と號す幼名次郎後善輔と改む弘化三年二月廿五日江戸澁谷の淀藩邸に生る、内田半右衛門成允の次男なり、出て山井璞輔の養子となり其後を

嗣ぐ初め璞輔に學び後鹽谷宕陰、安井息軒等に從遊す學成つて西條藩に仕へ監察民事總督、小參事、擇善堂學頭等に歷任す後安井塾の監督となり次に群馬中學に教授し次に東京麴町に養正塾を開き次に第一高等學校の講師となり後學習院教官に任じ正五位に敘せられ後第一高等學等校の講師となる、明治四十年五月廿九日に歿す年六十二。

○和田浩亭

和田浩亭諱は義方字は公敬通稱文多又保介後に次右工門と稱す浩亭は其號なり父は和田遵義母は和田義白の女文化六年を以て西條藩に生る、始め近藤篤山に師事し尋て聖堂に學ぶ歸りて藩學授讀となり又修業の爲め江戸に遊び學成りて江戸藩邸の教授となる嘉永元年五月十一日西條に死す行年僅に四十大町大念寺に葬る、資性方直清廉深く學を好み能く詩を賦せり。

○上田陸舟

上田陸舟諱は望格之助と稱し陸舟は其號なり西條藩江戸在勤の士、文政七年昌平に入學居ること四年業成り爾來教授見習、近習番、教授、奥之番格等を歴仕し專力を教授に盡す嘉永五年正月二十九日病て江戸に歿し青山に葬る陸舟才學兼備はり特に

詩賦に妙を得たり其詩は既に清國に傳はり彼地の學者稱揚して措かず其集「龍吟遺珠」は上梓して世にあり。

○山井鼎

山井鼎字は君舜善六と稱し崑崙と號す紀州小南村の人なり少にして江戸に遊び徂徠物茂卿に學ぶ享保三年聘せられて西條の文學となる同七年足利學校に行き留ること三年古書を研究し其學大に進む同十一年七經孟子考文三十三卷を著はし紀伊藩主に進め尋て刊行す享保十三年正月廿八日若山に病歿す時に年僅に三十九(一説四十八)其著七經孟子考文は後支那に渡り四庫全書に收めらる彼地の學者之を見て其學識に敬服したりと云ふ。

○矢野容齋

矢野容齋名は道坦字は貞甫一字は固仲容齋は其號なり其父は西條の人拙齋の子なり、元祿十年誕生幼にして穎悟稍長して志を聖賢の學に屬し己にして成人の度あり年十六にして書を講じ學徒毎に群をなす容齋固より官情なく終生仕へたることなし、家世々清貧されど優游して能く其裘を承け一世の師表たり、又測量術を廣澤に受け年ありて技妙に入る、尙醫術診治に精しく奇驗を奏すること多し、六十七歳を以

て江戸に歿す。

○東條立堂

東條立堂名は一誠字は求之精介と通稱し立堂は其號なり、丹正房の三子出で東條氏を嗣ぐ、幼にして近藤篤山に學び長じて昌平覺に入り轉じて松崎謙堂に師事す、業成り歸て西條藩學に教授し又藩主の侍講となる、弘化三年八月十六日病死し年四十五、爲人溫雅高節風韻遠邁酒を嗜み能く客を留む書を能くし又最も詩に善し、諷詠嘯歌樂んで食を忘る、立堂固と庶人なり篤學の故を以て擢んで、士班に列す人以て榮とせり。

○木村力山

木村力山名は克敏字は士訥謙助と稱し後都右衛門と改む力山は其號なり越智郡朝倉莊長野の季子入つて敬徳の嗣となり木村氏を襲ふ、木村氏は西條の豪商なり力山資性溫雅學を好み客を愛す、詩歌を善くし書道に長じ書は頼山陽に私淑し一見甲乙するを得ず故世之を稱して西條山陽と云ふ、又旅行を樂み西は筑紫に遊び東は關八州に到り各地の名勝舊跡を探討し詩歌囊に滿つ而して歸來忽焉病に罹りて歿す享年六十時に嘉永四年六月十九日也其遺稿中春江釣魚の詩に曰く「不識落紅浮水上、

晚來收網正歸家、燈前點檢筌中去、半是金鱗半是花」と以て其風藻を知るべし。

○三品宅平

三品宅平諱は崇字は隆甫宅平と稱し容齋と號す、近藤篤山の弟にして三品茂林の嗣となる天明年間兄と共に大阪に遊び尾藤二洲に師事し芋粥馬花菜を嘗めて苦學す業成て國に歸り三品家に入り西條藩に仕ふ、藩學指南となり侍讀となり一藩の教育に盡瘁すること五十年實に一日の如く累進して遂に馬廻組頭格に至る儒者にして如此高格に上りしは未だ曾てあらざる所なり弘化四年八月二十日歿す年七十九西條古御堂に葬る、容齋爲人恬澹寡欲質直簡易上下等しく其徳に服す西條中興の學祖と稱するもの亦所以なきにあらざるなり。

○新名多吉

新名多吉名は縮字は子往多吉は其俗稱なり、西條藩士新名字右衛門の子長じて昌平覺に入り古賀侗庵に従ひ後掛川の文學松崎謙堂に學び學進み才備はる天保十年學職に擢んでられ馬廻格となる翌年江戸に祇役し其七月廿六日青山の邸に歿す齡僅に三十麻布正光院に葬る。

○岩井禎三

岩井禎三は舊西條藩眞鍋寛藏の二男安政五年正月六日中萩村大字中村本郷に生る母は高橋氏十一歳の時母を失ひ松山の醫師阿部義任の門に入り縣立病院に出入す後ち岩井家を嗣ぎ明治八年東京大學醫學部に入り傍東京醫師新誌局の編纂に従事して學資を求め尋て同編纂長となる業を終るや直に文部省の選定に依り岩手縣花巻大學二等教諭に任ぜられ同十四年同縣稗貫郡公立病院長に轉ず在職四年にして同十七年内務省より布哇國移民附醫部長を命ぜられ渡布後該政府より「ホノルル」瘋癲病院長兼務を命ぜらる明治二十年歸朝して日本赤十字社病院の醫部長及幹事たり後伏見宮殿下に隨行して歐米に遊び日清の戰に醫部長として小松宮殿下に隨從し功に依り陸軍三等軍醫に任じ勳六等に叙せらる三十三年北清事變には功を以て二等軍醫に任じ勳五等に陞り凱旋後日本赤十字社副院長を勤め後ち日露の役に又醫部長として滿洲に向ひ勞功尠からず明治四十一年再び伏見宮殿下に從ひ歐米を漫遊し同四十年宮内省より朝鮮李王世子殿下の從醫を命ぜられ大正四年十二月卒す其著「人壽百年」は當時頗る世の賞讃を博せり。

○新名 義太郎

西條藩士新名士一諱は純通稱を義太郎寒川と號す嘉永五年二月九日を以て生る

本姓薄木養はれて新名正行の嗣子となる年甫めて十五、俸を賜つて藩學生たり蓋し異數とす廢藩後小學教授聯區監視中學教諭兼校長を経て再び小學教授となる性温厚にして謹嚴故に人能く其威に服し且其德に懐く殊に教授法に於て獨特の妙を得他の敢て模すべからざるあり明治十九年七月二十九日病を得て歿す時に年僅に三十五大町村福武金剛院に葬る後門人等相謀りて碑を墓側に建て藩儒尾崎義正の撰文を求めて其德を不朽に表せり。

碑文左の如し。

士一諱純姓薄木氏父曰直教母高橋氏嘉永五年二月九日生西條明治四年養爲新名正行之嗣士一幼而警敏讀書五行竝下每與朋友講習經史其剖析疑義往出人意表舉坐矍然悚服年甫十五賜俸爲藩學生蓋異數也迨廢藩置縣爲西條小學教授尋兼任小學聯區監視後爲中學教諭兼校長代迨中學廢復爲小學教授士一爲師區内子弟翕然從之自區外遠方來請入學者亦多以故校舍不能容至於築旁舍以入之其爲人所服如此不幸罹病以明治十九年七月二十九日歿行年三十五妻新名氏即正之之女也舉一男二女男直和始八歳二女皆幼既葬門人大森幾太郎津田節一郎東城友太郎和田隣太郎菅野榮一郎星加平太郎野田藤馬和田廣太郎相謀欲建碑於墓側以表其德於千

載价宇治村固作請於余乃爲之

銘曰

維山律律

維水汪汪

士一之德

可以方矣

○庄屋 國平

國平は樋之口の庄屋にして繪畫に長ぜり西條誌に「國平は此西條誌の繪圖の作者也天保七申歲御領分誌編集の事の仰出其掛りのもの廻村を始歸りては休み休ては復出數年の間勤行せしに此國平其度ごとに必俱に與に廻り里の村々は申に不及山となく川となく皆足跡を及し眼眸を究め辛苦を不厭艱難を不辭毫を援て工夫を凝らし廣く長く大にして多き眞景をよく尺紙短箋の内にをさめ舍に歸りても寢食を忘れ江戸三郡西部二部合て五部の淨本を一手にて寫し終り御封内の名山大川古器物皆掌を指が如くに分明し文章にて盡し難き所をつくす是國平がいさをし也」とあり以上の外克く其人となりを知らずと雖も西條誌の繪圖は實に筆意妙を得て眞に迫るものあり。

○鹽崎 きん

「きんは文政十二年三月二十六日本郡西條町今の大字大師町に生る父を鹽崎伊佐七母を「さと」伊佐七西條藩の命を受けて江戸に出でたる儘杳として消息絶ゆ即ち「きんは幼少にして父に別れ艱難の裡に育ち長じて東町徳永幸太郎に嫁し三男一女を擧ぐ幸太郎は古來古川屋と稱して豆腐屋を業とし傍ら金魚を商ひ僅かに其の日の生計を立つるのみなりしが萬延元年の春不幸にも夫幸太郎中風症に罹り半身不隨となり病勢日々に重じ「きん」の憂苦實に一方ならず晝夜我が身を忘れて看護に盡し傍ら小供を世話して家業に勉勵したるが病勢依然として回春の見込なく而かも病夫は絶へず苦情を訴へて「きん」を叱責し或は藥餌に或は食物に種々の不平を並べて盡くる所なし殊に毎食事の如き「きん」每嚼之を病夫の口に哺ましむるものなるが其喰方頗る奇を極め飯魚菜悉く其順序あり若し誤りて之を前後せんか怒罵叱責殊に甚だし然れども「きん」は聊かも之を意に介せず或は慰め或は謝し心限りの看護に盡して尙其の至らざるなきを恐るるものゝ如く餘暇あれば晝夜を論ぜず家業に盡し實に櫛風沐雨萬難を排して貞節を致すこと二十有餘年遂に明治二年西條藩主より其貞淑を賞せられて米二俵と物品を賜はり尋で明治十七年十二月朝廷特に其貞節を賞し綠綬褒章を賜ふ即ち其の文に曰く、

資性順良夫に事へ能く婦道を竭し殊に萬延元年の頃より夫病に臥し身體自由ならざるに及び婦女の身を以て一家の生計を擔任し懇篤看護用意の到らざる所なく二十餘年志操一日の如し洵に奇特とす仍て明治十四年十二月七日勅定の綠綬褒章を賜ひ其善行を表彰す。

「さん」感泣而かも恐縮措く所を知らず恩賜の褒章は暫しも身を離さず明治二十八年七月十六日病を得て没せり干時年六十八歳今現に其子孫存す。蓋し「さん」の如く勅定の綠綬褒章を下賜せられたる者は大正の今日に至るも本郡に於ては他に類例なく實に一門の榮譽と謂ふべし。

○伊藤龜三郎

大保木村の醫師伊藤文郁三子あり龜三郎は其三男にして家を繼ぐ、龜三郎十三歳の時父に後れ母かめ龜三郎をして箕裘を繼がしめむと欲すれども家貧にして空しく九年を経たり郷人之を憐み相謀りて學資を補ひ年二十一にして笈を負ふて周布郡中川村大字石經に至り贊を青野椒馨の門に執り醫學を修むること二年偶母かめ偻麻質斯の重忠に罹り歸省して日夜療養看護に心を盡せしも藥石效なく疼痛益々加はり遂に四肢の關節屈伸せざるの難症となり起臥飲食皆人の介抱を求むるの止

を得ざるに至れり龜三郎悲嘆限りなく遂に意を決して學を廢し我身は輿僮となるも母の側を離るべからずと専ら母を扶持し看護の暇徭役を業として僅に生計を支へ苦き家計にも母の前には極めて平然として其欲する儘に従ひ孝養限りなし又特に病母の慰めにと演劇等のある毎に山間道路の嶮惡なるに拘はらず自ら脊負ひ行きて母を樂ましめ以て己が樂とせり三十二歳にして漸く妻を娶り其妻亦極めて従順貞節好伉儷と謂ふべし。

○平 助

○市右衛門

○吉 兵 衛

平助は今の神郷村大字郷の農夫甚太郎の養子なり資性誠實にして養母の心に悖らず家貧にして衣食の資に乏しきも常に農事を勵みて母の好む所は衣服飲食必ず之を供し曾て己れの苦心措辨するを知らしめず百方孝養多年實に一日の如し又隣保親睦の交を全ふし曾て口論爭議の事なく一面公共の心に篤く勞費を投ぜしこと尠なからず伯父忠三郎に二子あり市右衛門吉兵衛と云ふ二人亦忠實に善く母に事ふ母喜び毎に人に語て曰く妾が二子の孝順なるは蓋し平助の善行に感化せるもの

ならんと此三人の勤勉篤行の感化は廣く郷間に及び風紀一般に振肅せられ拮据農業に精勵するに至れりと、平助の子安兵衛幼より讀書を好み業餘螢雪の功空しからず粗經書の大意を解し大に望む所ありしに多病若年にして遂に立たず平助悲哀限なく爾後愈社會公共の事業に盡瘁せり、寶曆元年十月官三人の善行を賞して米若干を賜へり。

○忠兵衛 並妻

忠兵衛は今の神戸村大字洲之内村の農夫なり幼より多病にして力役に堪へず竹細工又は綿打を業とせり後ち職業の利便上居を大町に移したるが母は之を欲せず別れて兄の家に留まれり父常に酒を嗜めるを以て購ひ貯へて其需を俟つ父其家計の苦しきを察して之を止むれば囊中匱しからざる態を示して能く父を慰安し孝養至らざるなし、後ち妻を同村某家の婢となす、人怪しみて其故を問ふ答へて曰く父母居を異にするは我が常に遺憾とせる所なり今我一人にて父に侍すと聞かば其供奉に缺くる所あるを察し母必ず來りて室を同ふせんと人をして母に諷せしむ即ち母果して來り舊の如く平和の家庭を造れり、妻とく亦孝貞なり夫妻克く愉婉の節を全くし兄弟親睦姉姉相愛し嘗て聊かの苦言なし邑人其孝貞に感じ官に具狀す官則ち

其の行を賞し元文四年十二月米若干を賜ひて其善行を表彰せり。

○小野 しやう

小野しやうは今の船木村大字種子川山小野忠作の妻なり夙に孝貞を以て郷黨に稱せらる歸嫁の後生母重忠に罹り他に看護の人なししやう夫に請ふに暫く歸寧せんことを以てす、夫曰く我家既に六子あり幼子年漸く三歳汝の知る所即ち汝あらずんば稚子忽ち飢ゆべし寧ろ母を我家に迎へ相俱に看護すべしとしやう夫の誠意に感泣し之を母に謀り迎へんとすれども母は憂を婿に及ぼすを察して肯せず、他人を以て看護せしめむにも資なし兎角する内病倍々重りて今は全く危急に頻すしやうの悲嘆實に一方ならず殆んど進退に窮す然れども今此際看護に努めざれば母に餘命を保たしむること能はずと遂に夫の諒解を得て幼兒三人を伴ひ家に歸りて看護に盡す、家素より赤貧寒餓交々逼れ共苦心慘憺前後實に七年一日の如く能く看護に力め愈々孝貞の實を擧げたり明治九年五月官金若干を賜ひて其の善行を賞せり。

○小野 くみ

小野くみは舊村澤津村大庄屋小野七郎右衛門の子運平の妻なり舅七郎右衛門脊に癱を發して痛苦甚だしく後ち脚疾に罹り關節疼痛し筋肉痙攣して歩行を得ず且

痔疾を併發し久しく褥に在り、くみ夙夜看護を怠らず夜は稚子に乳し睡れば乃ち具に侍して離れず懇切看護至らざるなし、小姑二人あり長は幼にして明を失ふ故を以て舅姑殊に之を哀憐す、くみ亦深く之を憐み澡浴理髮より衣食に至る迄克く心を盡して介抱し以て舅姑の心を安んず、寛政元年に至り姑俄に重病に罹り舅復瘡を發す、くみ益々碎心舅姑を看護し十年一日の如し後ち不幸にして幼兒を喪ひ次で小姑逝く、くみ悲哀限りなしと雖ども涕涙を掩ふて舅姑を慰め厚く祭事を營みて怠らず、後親戚の者産を破りて小野家に寄食す、くみ之を俟つに懇篤にして曾て不快の色なきのみならず其の多病なるを憐み之を視ること猶舅姑の如し、其他常に貧者を憫みて衣食を與ふ其孝貞慈仁郷人偏く之を稱す、寛政二年五月領主之を賞して米若干を賜へり。

○眞鍋 さは

眞鍋さはは舊村阿島村平民眞鍋八之進の次女なり天性至孝幼より能く其父母に事ふ父曾て疾に罹るさは年甫めて十三深く之を憂ひ神明に稽顙して只管平癒を祈り専ら看護に盡すこと歳餘後ち狂疾を發して全く人事を辨せず、百方醫療に盡すと雖ども更に其效なし爾來病勢は愈々昂進し且倍々酒を嗜みて暴飲度なし加之母亦

病弱にして春陽の日なく故に家計日に乏を訴ふさは幼弱の身を以て其間に處し痛心實に極りなし然れどもさはは幼少ながら深く覺悟する所あり父母看護の傍ら朝夕山林に入り薪して之を近里に鬻ぎ或は近隣の賃仕事を求めて以て僅に酒食藥石の料に充て自からは全く寢食を忘れて看護に盡すこと實に十有餘年郷人深く其志操に感じ家計及病父母看護の道を立てて婚を求むるものあれども固く辭して顧みず標梅の期に至りても家を有つの意なく只怙恃に事ふるを以て終生の樂とせり明治十年四月官其孝を賞して金若干を賜へり。

○廣島屋才右衛門

廣島屋才右衛門は西條の大年寄廣島屋平右衛門の弟なり天性至孝其母七十九歳にして中風症に罹り四肢不隨となりては晝夜側を離れず専心力を療養に盡せり又病母の無聊に苦しむを察し時に負ひて町内を廻り或は劇場に入り混堂に導き又常に滋味を進め偶々珍果を見れば忽ち購ひて之を供し母の衣食穢るれば直に澣きて他人に知らしめず懇切孝養前後實に九年一日の如く聞くもの嘆稱せざるものなりしと安永四年領主之を賞して米若干を賜へり。

○儀 助

儀助は垣生村の農夫石高僅に一石八斗の田地を所有せる細民なり幼にして父を喪ひ兄孫右衛門と同居せり天性篤實克く母及兄に事ふ又克く農事に精勵して家計を助く一日産業の事にて偶々兄孫右衛門の怒を受け遂に儀助を逐ふ儀助は自己に聊かの不都合なしと信ずるも深く之に逆らはず人を介して百方之を謝すと雖ども解けず已むなく別居すること三年其間兄の家運漸く衰へ母の痛心限りなし儀助深く之を憂ひ兄を慰諭して母と一子を自家に迎へて之を養ひ餘資あれば殆んど兄に供託して只管家運の挽回を期したるも兄の不心得は容易に舊の如くならず後不幸にして數子を喪ひ自暴自棄の果ては窮厄日に逼りて遂に多からぬ家財整理の已むなきに至れり茲に於て母一層之を憂ひ遂に孫右衛門を諭して儀助と同居せしめ儀助の努力に依り間もなく家計置しからざるに至れり母歿後兄の諒解を得て妻を娶りて居を異にしたるが孫右衛門の死後嫂に事ふる事母の如く又其子を視ること實子の如く其妻克く嫂に咨稟し敢て自ら恣にせず郷人其行を感賞して之を官に告ぐ依りて領主より米若干を賜ひて其善行を賞せり。

○助左衛門

助左衛門は垣生村の農夫なり資性温厚にして孝心殊に厚し母老いて久しく病床

に臥し父は古稀の齡を過ぎ身體漸く羸憊して毎に遺失す助左衛門は夜は兩親の傍らに臥して母を抑搔し父の上廁を助け汚穢の衣衾は必ず自ら之を澣きて人に見せず而して看護の傍ら農事に精勵す家屋固より狹隘なれ共父母は常に奥の間に安逸ならしめ他の家族は常に椽先に臥す時に長女痲瘡を患ひ症狀甚だ重し醫師則ち外氣の直接するを禁じ暫時父母の寢所と換へんことを勸む助左衛門子の爲めに親を空しうするを得ずとして遂に可かず少女病癒へずして死す助左衛門悲哀の色を隠して父母を慰安し孝養彌々至る寶曆三年四月領主其至孝を賞して米若干を賜へり。

○西原しづ

西原しづは舊村洲之内村西原林藏の妻なり資性極めて柔順にして克く舅姑に事へ夫に對して貞淑なり故を以て西條藩主嘗て之を賞せり一家數口加ふるに小舅熊吉妻子同居し家事繁忙を極むと雖ども敢て其勞を語らず事大小となく心力を盡して之を營辨し娣姒能く輯睦して曾て閨牆の跡なし郷人深く感嘆して以て婦人の龜鑑となし若し琴瑟和せず一家睦しからざるものある時は常にしづの行狀を擧げて之を訓誡せりと云ふ明治九年三月官之を賞して金若干を賜へり。

○松田しな

松田しなは飯岡村森利吉の次女年十六にして氷見松田泰藏に嫁し夫妻共に徭役に服して僅に生計を營めり明治十三年夫二十三歳にして不治の病に罹りて遂に立たず姑は健在なれ共年高くして劇務に堪へず一家親子四口にして貧苦殊に甚し然れどもしな能く一織手を以て生計を營み老幼を扶持し夙夜夫を看護して寸暇なし時に人手を要する事あるも不治の病として郷人皆之を疎斥して親戚に至る迄多く之を顧みず此間に於てしなは曾て倦厭の色なく懇切看護に盡すこと實に十有七年備さに辛苦を嘗め節操愈確し時に他人の誘惑するあらば自ら其不徳を責めて益々貞節を重んじ實に其の人事を盡す斯く悲境に沈淪すと雖ども心を子供の教育に用ひ近隣に對し曾て道儀を過まらず郷人口を極めてしなの善行美德を推賞せり。

○松尾ふて

松尾ふては舊村明屋敷村士族松尾高助の妻なり幼にして父を喪ひ母に養育せらる資性極めて良順母に仕へて孝嫁するに及びて克く貞節を盡し一郷既に其孝貞を稱せざるものなし不幸にして夫高助瘋癲の症に罹り時には殆んど人事を辯せずふて心を盡して療養怠らずと雖ども速に效を奏せず或は漫りに衣服衾褥を批裂し或は他家に闖入して暴行を盡すこと屢々なり又高助常に饗餐飽かざれば輒ち怒り聲

四隣に徹す家素より貧にして餘財なく家祿僅に六石以て一家六口を糊するに足らず而かもふての外に老幼のみにして家計を助くるものなきを以て貧苦日に逼るも曾て藥餌を缺かず間あれば絲を紡ぎ布を織り即ち看護の傍ら晝夜辛勞して其費の足らざるを補ひ曾て片時も寧處するなし斯くする事十有餘年一日の如く其善行嘗て藩主に聞へ金員を賞賜せられたるあり明治七年八月又官賞して金若干を賜へり。

○岸田きよ

岸田きよは舊村黒島村岸田竹藏の妻なり誠實にして克く夫に事ふ歸嫁間もなく夫竹藏重病に罹り常に牀褥に至りきよ悲嘆限りなし晝夜看護に勉めむとするも家素より赤貧一家六口の糊醫藥の資皆きよ一人を以て之を營辨するの外なし即ちきよは暑日には鹽戸に傭はれて背を晒し寒天には脛を潮にして海藻を採り備さに辛苦を嘗めて辛ふじて生計を立て事餘は寸暇を惜みて看護に餘念なく只管其全快を期したるが明治九年八月藥石遂に效なく夫遂に逝くきよの哀悼實に限りなし死後夫の佛に事ふること猶の生前の如く柏舟の操愈高し郷人皆感嘆措かず明治十年官賞して金若干を賜へり。

○石槌島之助

石槌島之助は本郡大島の産元加子を業をし中國京阪地方に往來せしが天性異常の大力を有し常に重さ百貫に餘る碇を苦もなく繰上げ世人を驚かしたりしが後ち相撲道に入り研磨の結果は愈々力量を増し當時有名なる浪華の關取を投殺しては忽ち名聲を天下に擧げ實に天下無双の稱あり間もなく宗藩の抱力士となり後ち暇を得て大島に歸り餘生を送り延享二年五十三歳にして病歿せりと云ふ。南紀の堀佐五右工門寫本に『御二代様御四代様共相撲御好にて御抱の力士に石槌島之助掛目四十九貫高さ六尺四寸三十石十五人扶持金參拾兩被下置有之云々』とあり。

第七部 史蹟及名勝

第一篇 史蹟

第一章 總說

本郡は沿革の部に於て述べたる如く王朝時代氏族の割據より長曾我部元親の侵略及豊臣秀吉の四國征伐以前迄は郡内各所に城砦の築造せられたるものありしも豊臣の侵略に際し概ね陥落して其跡を絶ちたるもの如し而して本郡は地理内海に蒞み氣候順和に加へて諸種の關係上京阪地方との往來夙に開かれたるを以て皇室に關する傳説を始め史蹟として數ふべきもの尠ならず即ち古城砦の外古墳塚或は傳説地等相當の數に上れり然れども兵燹或は其他の事故に依り概ね記録の徵證すべきものを存せず隨て深く其確否を判斷するの餘地なしと雖ども纔に残る史料と口碑傳説を綜合し敢て修飭を加へず只後世の參考迄に以下章を逐ふて其要領を摘録すべし。

第二章 古城砦類

前章に記述の如く戰國時代に於ては郡内各所に城砦の築造せられたるものありしが如きも現在に於て其址蹟として認めらるるもの頗る稀なり然れども古記録を案じ口碑の傳ふる所に依るに現在に於て尙二十數ヶ所の古城址を數ふ即ち左の如し。

西條陣屋址 (西條町大字明屋敷)

寛永十年酉歳一柳丹後守勢州神戸より西條へ轉封に際し此に陣屋を定めたるを始めとし爾來松平家に代りても代々此所を居城とせり四方濠を以て圍繞し濠の水源を神拜湧水池に求め餘水は御本陣川に依り北數丁にして燧洋に注ぐ陣屋敷地約一萬二千三百坪現今此に西條中學校設置せられ舊陣屋の表門は今尙現存して中學校の校門に之を充當せり以上の外西條藩に關しては沿革の部に記述せるを以て此に之を略す。

江淵城址 (玉津村大字朔日市字秋吉)

鹽出若狹守の居城なりしが天正十三年豊臣家四國征伐に際し落城し寛永十三年

其跡に今の善導寺を建立せりと云ふ。

天神山城址 (同村大字下島山字天神山)

石川美濃守の居城なりしと云ふ此の附近に奥殿射場ヶ谷、籬谷、吹上或は射矢谷等の小字名あり以て其古城址を偲び得んか。

✓ 笹山城址 (同村大字下島山字笹山)

古老傳へて古城址と云ふも城主詳かならず但天神山城の小砦なりしならむか。

✓ 中山城址 (同村大字下島山字牛ノ角)

一色但馬守の居城なりしと云ふ。

金子城址 (金子村大字金子字多喜谷)

金子傳兵衛基家の居城なりしと云ふ現在の地目は山林にして金子尋常高等小學校の學校林となり居り城址として構造物の残れるものなし而して其由來に關し西條誌に曰く。

『金子傳兵衛基家これに居る今の慈眼寺山の上にあり麓より四町程のぼる、嶺平地にて長さ八十八間あり己の方より亥へ長し此内にも二ヶ所程段になり高低あり幅廣き所にて十六間隘き所にて七間あり。慈眼寺の過去帳に當寺開基前備後

守慈眼寺殿威峯宗勇大居士天正十二年申七月十七日實名基家公御事とあり、位牌も此寺に崇めて香花を供す、當時の稱號を慈眼と云ふに依りて考ふれば金子氏没後に其法溢を取りて冥福の爲に建立したるなるべし、寺火災に遭て舊記傳らず、扱て此金子氏を世上にては備後守と稱へ傳兵衛と云名は知らざるもの多し、河野軍記には金子備後守基家前の名は彦十郎と云しなりとあり、此人の事太閤眞顯記に見るに無雙の豪雄にて有しが吉川の勢に攻られ討死す、氷見高尾の城に戦死すとも云、太閤も御聞ありて感稱の餘り備後守を追贈せられしと、土人之を語る松山道後の湯の事を掌れる明王院と云山伏は金子氏の末葉なりと此者の話に金子の城の名は橘江と云ふと此の説昔より傳りし事と見へ天正陣實記にも出づ、墓は慈眼寺の後にあり云々。

又伊豫由來記に

「金子城昔は金戸と書す東鑑三十二人の内金戸源三入道俊恒法師の居城なり備後守基家は其孫なり傳兵衛基家は高尾城にて討死す天正年間合戦の以前元親有和議其時一門眞鍋孫太郎金子氏爲嫡子土佐へ人質に遣せり天正亂の時當城にて討死せしは金子對馬守眞鍋佐渡守野々下右衛門佐加藤彦右衛門等なり云々」とあり。

富留土居城址(一名古土居城)(垣生村)

宇高八幡林の西南にあり昔時高橋美濃守大宅光頼といふ人伊豆より移り來りて此に居城し垣生、宇高、松神子、河島、黒島、澤津、堀江(今の金子村大字新須賀)の七ヶ村を所領せしと云ふ、後世高橋姓を改めて宇高を氏とし宇高大炊介最も世に顯はる、伊豫由來記に「屋敷□宇高大炊介□天正年中落去澤津」とあり之に依れば大炊介は當時澤津に居住せしが如し。高尾城主高橋美濃守は大炊介の子也天正の亂に共に滅亡し其子孫にして遺りたるもの或は僧侶となり或は百姓に下りて庄屋等となりしもの如く御拜地の時は高橋久兵衛と云ふもの大庄屋を勤めたりと云ふ。天正陣實記に曰「天正十三乙酉秀吉四國征伐の時當國討手の大將は小川左衛門佐隆景なり高尾城へ籠りたる人々には宇高の地頭富留の城主高橋丹後守光國舍弟美濃守同宇高左馬佐種光(下略)丹後守弟美濃守の戦死を見て植木産左衛門を討取り終に討死す云々」とあり、地區は明治の始め迄高津村に屬せしを變換に依り垣生村に屬せりと云ふ。

岡崎城址(神鄉村大字郷)

大字郷字岡崎山の頂に在り本丸の跡と稱ふる所は東西十八間南北七間あり稍西

に二の丸跡あり其れより三間程下りて三の丸跡及厩跡と傳ふる所あり。城主は藤田山城守俊雄にして其嗣を山城守芳雄と云ふ二男を荒山入道と云ひ芳雄の嗣に大隅守俊忠と云へるあり芳雄は天正十三年藝州小早川の兵を禦ぎ氷見高尾城にて戦死せりと云ふ。法名を「圓性院殿雄岳壽英大居士」と稱へ藥師堂に石碑存す、大隅守の法名は「大智院殿仁鎧義勇大居士」にして金子村慈眼寺に其位牌を祀り。

當城の領地は舊郷村庄内村、上泉川村、下泉川村、船木村、角野村、上野村の七ヶ村なりしと云ふ、伊豫由來記に「岡崎城藤田山城守息大隅守代天正十三四年爲小早川氏落城」とあり、又西條誌に曰「當城陷落の後大隅守は藝州三原の城主大崎玄蕃に由緒あるを以て暫く此に寄食し後ち當村に歸りて病死す其子彦兵衛以降百姓となり大小の庄屋役を勤む後徳三郎と云ふもの本府の率伍となり藤田兵馬と稱す今の藤田乙之助の家なり云々」

生子山城趾（角野村大字立川山）

應永十八年松木越前守三郎左衛門尉越智景村此處に築城し自ら柏翁と稱す康正元年乙亥正月十六日逝く法號を「佛國院殿柏翁天真大禪定門」と云ふ其室は應永

三十二年乙巳十月七日卒し法號を「玉林院殿寒山瑞應大禪定尼」と名づく其れより四五代の後松木三河守越智安村に至り天正十三年乙酉七月十七日小早川勢と苦戰數回遂に衆寡敵せずして落城す此時城中に殉死せし者男女六十餘人安村父子は累戰して宇摩郡川之江に至り同八月六日に至り討死す行年四十有八歲同郡鳥越に葬る法號「瑞應寺殿本覺自性大居士」と稱し其子惣次郎安重は後に名を善左衛門と改め萩生村に移りて農民となれりと傳ふ、松木三河守越智安村は瑞應寺の開基にして瑞應寺は即ち松木越前守時代の建立に係れりと云ふ。

小河城址（中萩村大字萩生）

字且の上城ヶ尾と稱する附近に在り城址と認めらるる所約八間四方凹字形を爲す金子城の支城にして天正十三年金子城と共に歿落の止むなきに至り火を放ちて自棄せりと云ふ今現に其附近に於て燒米を出すとなり。

高尾城址（中萩村大字大永山）

所在及城主等未詳なるも金子の屬城なりしもの如し。

黒岩城址（中萩村大字大永山）

字小味地の黒岩に在りと云ふも址跡詳かならず越智信濃守の居城なりしと云ふ。

大濱城址 (大生院村字大濱)

長曾我部元親の重臣伊藤隱岐守の居城なりしが天正十三年小早川隆景のために陥落し一族此に戦死せりと云ふ。城址今は樹木鬱蒼として中央に一小祠あり之を城主神社と云ふ其側に米搗場と稱する所あり口碑に傳ふる所に依れば小早川勢の攻撃急激にして忽ち飲料水を缺乏したるも米十石を搗きて之を溪間に流し以て流水に擬して虚勢を張り或は懸涯に竹の皮を敷並べて登山を防きたりと云ふ其他附近に物見番所等ありたりと傳ふるも今は名のみにて跡なし。

野津子城址 (大生院村)

戸屋鼻城山に在り由緒詳かならざれども工藤兵部祐重の居城にして天正年間に歿せりと傳ふ。

高橋城址 (大生院村字本村)

土居構にして高橋伊賀守の居城なりしと傳ふ。

寶蓮寺城址 (大生院村字早川)

秦備中守元治の居城なりしと云ふも詳かならず。

狭間城址 (大町村)

徳永因幡守信貞同修理亮清道之に居り天正十三年小早川の軍に敗れて落城すと傳ふ天正陣實記に曰「石川備中守伊曾乃神社へ參詣の時波佐間の搔上の城に居住せる徳永因幡守と云ふ人當社鎮座の始めより神明もしろしめざる程の者なればとて同じく社參ありける云々」澄水記も之に同じく又伊豫由來記には「大町狭間城徳永修理之亮天正十三酉年落去」とあり。城の位置詳ならざるも大町村大字大町字清水に狭間と稱る地名あり此の地は狭間城主の後裔たる徳永氏の屋敷なりしと傳ふ。

桶結城址 (大町村福武)

一名明比城とも云ふ明比丹後守の居城なりしと云ふも詳ならず現在に於ては何等城址として徴證すべきものなく雜木林中一祠を祀れるあるのみ。西條誌には「由流岐の北に當りて城址と云傳ふる所あり城主を明日丹後守と云ひしと云ふ深田を要害と成したるものなり明日の城と云ふ又桶結の城とも云ふ云々」とあり。

高峠城址 (神戸村大字州之内)

石川備中守の城址にして高外岐とも高外木とも書く今は高峠と稱ふ澄水記に曰「大永二年壬午備中國高山の城主多田備中の末葉石川左衛門尉と云人あり此左衛

門尉の子虎之助と云ふを伊豫守と號す新居宇摩二郡の地頭等此伊豫守を迎へ高峠に新に城を築き二郡の旗頭となしたり云々」

天正陣實記に曰「石川伊豫守の子虎千代天文二十二年宦途して備中守道濟と名乗る右備中守天正十二年死去法名寶勝院殿日山宗輪大居士」又同書に曰「石川備中守道清の子息虎竹天正十三乙酉歳小早川隆景當所討手として來りし時年八歳にて從臣と當城を守り居たりしが高尾落城の體を見從者七八人と土佐へ落行云々」後太平記に曰「細川武藏人道常久阿波土佐讃岐三ヶ國の軍勢四萬餘騎を引率して伊豫國へぞ被向ける河野遠江守通直詰所に城砦を築き兼て武藏入道の發向を待設大軍恐るるに不足とて一族七千餘騎高外木城に楯籠る(中略)八月朔日の朝陽に高外木に押寄城の様を仰ぎ見玉へば兩峰峙て敵は額の峯に楯籠る此山岩峨々と聳へ雲霧窈冥たり谷深く石滑かにして路羊腸に廻らし高き事二十餘町云々」伊豫由來事跡記に曰「高峠城古高戸木城(石川虎竹丸千時八歳備中守通清嫡子なり)新居宇摩二郡の本城として其所にあり河野の類族は自然と從ひ新居に金子藤田松木西條に近藤徳永鹽出是を六人の郡衆と云ふ然るに此石川祖先備中高山城主にて左衛門尉親信とて清和源氏の後胤なり康暦の頃河野通能と細川頼之和儀有

之宇摩新居二郡を細川へ渡す又細川末流細川備中守義春は備中鴨形之城主にて有りしが大永の頃細川家衰微して陪臣三好威を振ひ義春も亦石川左衛門尉に討れけり其子石川虎之助と云ひしを伊豫守と號して高外木城を築き居住す家臣石川源太夫とて高尾城に居る其子虎千代と云しを後石川備中守通清と號せしなり弘治二年阿波三好長慶女を嫁せしむ子二人虎竹丸女子金子彦十郎妻千茲土州元親は土佐一國を討從へ勢に乗じて隣國へ手を出し終に新居宇摩二郡を攻め近藤長門守(石川伊豫守女甥)が子彦太郎を土州へ入質に出し和議して其旗下に屬せり依之河野屋形の命を不受頃は天正十三西七月太閤秀吉四國討手の大將を毛利家に命じて小早川左衛門隆景大和納言秀長被渡于四國(下略)」

河野軍記に曰「小早川隆景豫州攻高峠の諸兵城に火を掛け野々市原へ討出悉戰死長曾我部より侍大將に軍兵百騎足輕三百後詰として差越けるに桑嶽山と云所にて高外木落城を聞引返す」又同書に「天正十三年七月二日未明八幡山陣の尾に軍始り同十七日高尾落城同二十八日野々市原合戰高とき城落城」とあり。

而して神戸村保國寺の縁記には「本郡高外木主河野通直落城之後差石川入道通之命于本城之主令當山衛護(下略)註曰高外木俗曰高峠也令衛護者有禁制數通並制寺

領四至違亂之狀二通不言可知也石川通之者河野通有四男重名言鬼王丸者也此事難容易注記今辯妄說略記如左澄水記曰備中國高山城主多田滿仲公之末葉石川左衛門尉之子息虎之助號伊豫守築城于高峠今爲二郡旗頭地頭等屬幕下云々澄水記甚非也高外木城非今始築考當城之興起人皇第七代孝靈天皇二十二世之後裔追大二伊豫大領宇守與諱藥承人皇三十九代(四十代の誤記?)天武天皇之勅命赴大唐國在陣十三年也終彼地屬無爲凱陣歸國厥後嫡子王與朝觀如父任宇摩大領(中略)王與致仕之後郎使越人嗣家系河野元祖玉澄是也(中略)於當國神野郡造次築一城新居玉澄之兄故號新居殿高外木城之始是也云々」とあり。

以上の如く當城の事歴に關しては書毎に多少其記述を異にし遽かに其采擇に苦しむ。

城趾は山麓より凡そ十五町ありて尾通りを屈曲して登る險阻なる山なり頂上本丸跡と云ふ所は東西十六間南北十五間位約二百五十坪あり一小祠を存す其下に二の丸と稱ふる所ありて本丸を圍み恰も茶釜の椽の如し其平坦なる所廣きは七間餘あり其他御厩と稱する所三の丸とも見るべき所あり。

横山城址(神戸村大字中野)

神戸村保國寺の縁起に曰「貞治六年細川典厩自卒大軍向當國河野通直(中略)自相具式部少輔陣横岡之城(今の船形横山)」と而して此城は近藤長門守の居城たりしものにて同じく其縁起に「石川源吾於木挽原討死の時横山城主近藤長門守江淵城主鹽出左衛門佐爲源吾所討其墓在自源吾墓北一町餘路西之田中」とあり又伊豫由來記には「横山城舟形に有近藤長門守若名六郎四郎天正亂落城云々」とあり嶺の東に當り花園瀧見ゆ山麓は加茂川環流し北に海を眺め南は山嶺重疊す城址と稱する所東西二十二間南北長き所にて僅かに六間餘に過ぎず。

土山城址(神戸村大字洲の内字湯ノ谷)

本城は高峠城の出丸とも云ふべきものにして高峠城の西北にあり前山にて低く大永中久門傳左衛門利實之を築きて居城し後ち難波江藤太夫弟内藏輔之に居り天正十三年の役に戦死せりと傳ふ而して藤太夫の子孫は代々組頭役を内藏輔の子孫は庄屋役を勤め居たりと云ふ。

城ヶ臺址(加茂村大字荒川山)

荒川山要害の地に在り昔時今井彈正左衛門と云ふ人此に居城し附近一帯を支配せりと傳ふ其下に出城下城あり。

西後の城址 (加茂村大字千町山)

千町山部落より約五六町上に周圍凡そ四十間計りの平坦地あり之を城址と云ひ傳ふ。其西端に雜木林あり此に古墳累々たり小石に梵字を書せるもの多く蓋し戦死者の屍を埋葬せしものなるべし城主等詳ならず。

千町ヶ岳城址 (加茂村大字千町山)

伊藤近江守祐晴の出城なりしと云ふ。

高明神城址 (加茂村藤之石山)

脇屋右衛門太夫の居城なりと云ふ。

こんた城址 (加茂村大字千町山)

所在城主等不詳。

藤原城址 (橋村大字阪元)

城主等不詳。

西之丸砦址 (同上)

同上。

由流城址 (大保木村大字黒瀬山)

緩城又は百合城とも言傳ふ所在及城主等不詳。

福武山城址 (大町村大字福武)

所在城主等不詳但別に八堂山城の傳説あり是等同一のものならざるか。

新居城址 (不詳)

伊豫塵芥集に「新居郡に新居城あり黒川美濃守通廣舍弟居」とあるも城址詳かならず。

高尾城址 (氷見町)

氷見町の南城ヶ臺にあり麓より頂上まで約二十町現状は地形三段に分れ本丸二丸三丸及物見臺の跡地なりしならんかを偲ひ得る所あり。石岡八幡宮私記に曰「初め當城を築きしは高峠城主石川備中守にして同族石川源太夫を居らしむ後源太夫隱謀の事ありて誅殺せらるる於是金子城主金子備後守宇高城主高橋美濃守をして當城を固めしむ云々」即ち河野軍記天正陣實記及澄水記等に曰「天正十三乙酉歳大閏秀吉公豫州を退治の爲め小早川隆景を大將とし中國勢三萬騎を引率し發向せしむ(中略)夫より軍の評定ありて金子備後守元家同對馬守一族に眞鍋佐兵衛同孫太郎等都合一千八百餘騎其外寺川丹後守黒瀬飛彈守加藤民部三家の兵合せ

て百五十騎是を加へて高尾の城へ籠りける(中略)城主高橋美濃守手を碎て防ぎ戦ひけるが大勢の敵に取圍まれ討死を爲しにけり(中略)金子備後守心は矢猛にはやれども數ヶ所の矢疵にとはりければ城に火をかけ腹かき切て失せにけり(中略)當城は天正十三乙酉七月二日の未明より八幡山の東の尾に軍始まり同十七日落城す云々」と。

又伊豫由來事跡に曰「天正十三酉歲落城藝州大將小早川左衛門佐都合三萬餘騎來島今張平市島龍宮山邊數百艘之兵船乘當城馳向先陣備中國住人三村紀伊守庄若丸植木孫左衛門等也高峠城主石河虎竹依爲幼稚近藤長門守後見守之兩郡小早川隆景聞進帥乃分兵使守於諸城高尾城者金子備後守元家守之雖然城中依爲勢使眞鍋佐渡守野下右衛門佐加藤彦左衛門麓城主松木三河守同新之丞一族鹽見三郎兵衛岡崎城主藤田大隅守一族矢野右馬之介畑野城主薦田四郎右衛門一族上野五郎右衛門入野城主横尾山城守澁柿城薦田市允加地三郎左衛門野田右京亮下山一族大保木山寺河丹守一族黒瀬飛彈守等援守之金子城主元家弟對馬守守之里城高尾の出城高橋美濃守大久保四郎兵衛堅之高尾之兵將金子元家出兵於八幡山支之隆景進兵擊破之直高尾城圍之城兵眞鍋孫太郎宇高左馬介矢野久之丞野田九郎今村

八郎兵衛大西平内眞鍋越後守嫡子孫九郎二男孫十郎以下各力戰死自十二日至十七日雌雄未決然隔城外五六町有小岳自寄手而新見木梨戸田一族等引輕卒三百餘人登彼岳頻令放鐵砲於于此城内騷亂而守兵失術寄手乘爭先競責城兵終不能防禦金子元家放火於城廓自殺矣」以上の外南海治亂記、太閤眞顯記及陰德太平記等夫々記述する所あれども大同小異とす。

里城址(氷見町)

石岡八幡宮私記に曰高尾城の麓に里城と呼ぶ所あり往時の出丸か或は別邸の跡なるべし、澄水記に曰高尾に出城を築き石川源太夫をして守らしむ云々、又天正陣實記に曰高尾の出城源太夫死後は七人の群衆輪番に守りけるが評議ありて高橋美濃守と相定む云々とあり即ち里城は高尾城の出城なりしなるべし。現に其跡に左の石碑あり。

天正十三乙酉七月十七日
慈光院殿大居士神儀
高橋美濃守政輝

尙傍らに從死の臣を合葬せし『忠士萬靈』と刻める自然石の碑あり。

✓大保木城址 (大保木村大保木山)

一名龍王城とも云ふ即ち龍王山の中腹に在り其城址を今は城の鼻又は城の臺と通稱す天正年間寺川丹後守道保の據守せし所なり。

✓黒瀬城址 (大保木村大字黒瀬山)

一名奥の城とも云ふ黒瀬飛彈守の居城なりと云ひ又光増飛彈守とも傳ふ。

大島城址 (大島村)

城趾詳かならざるも現に城ヶ尾或は城の端とし其一部の地名存す上野若狹守等此に依據せりと云ふ。

✓黒島城址 (多喜濱村大字黒島)

城趾を今は城ヶ端と云ふ村上左衛門太夫の居城なりしと傳ふ。

阿島城址 (多喜濱村大字阿島)

所在及城主等未考。

名古城址 (新居濱町)

同上。

御代島城址 (新居濱町)

新居濱本町を離る海上約十町御代島に在り加藤清太夫又は加藤民部正の居城なりと云ふ。

✓新須賀城址 (金子村大字新須賀)

岡田通孝の居城なりしと傳ふ城址今は國領川の中洲に在り何等の根跡を認めず。

✓小野城址 (金子村大字新須賀)

大字新須賀字田所に在り小野上野介の居城なりしと云ふ。

✓麓城址 (船木村大字種子川山)

生子山城の東麓宇中尾に在り故に一名中尾城又は中野城とも云ふ生子山城の屬城にして松木三河守安村之を支配せりと云ふ然し一説には鹽見三郎兵衛の居城とあり。

いぼ城址 (船木村大字船木)

船木字坂谷長川の口に在りしと云ふも城主等不詳。

以上の外屋敷跡として傳へらるゝもの勘からず其重なるもの大要左の如し蓋し此に注意すべきは何々城とあるも何々屋敷とあるも實際は當時何等撰ぶべからざ

りし否寧ろ現今城址として傳へらるゝ内に於ても屋敷以上に貧弱なりし向なかりしを保せず。

新居殿屋敷 (金子村大字金子)

伊豫由來記に曰「新居は古代河野玉男の采地たり玉男は玉澄の兄にて二人とも三韓の産越智の祖也(中略)兄玉男新居に住む(干)故稱新居城其末裔新居高市岡田一派たり新居一黨八個村は周布越智今井松木難波江徳永高部部居是なり云々」屋敷跡は金子村一宮神社の東南に當る此所を高市ともいふ此屋敷跡の東に新居境と稱へし小川あり當屋敷境又は郷境なりしと云ふ。

岡田屋敷 (金子村大字新須賀)

岡田喜三通孝の居所なりしと傳ふ。

田所屋敷 (金子村大字金子)

大字金子字田所にあり小野上野介の居所なりしと云ふ。

上仙屋敷 (金子村大字金子)

僧上仙の居所なりしと傳ふ。

小野屋敷 (高津村大字澤津)

小野中書の居所なりしと云ふ。

中野屋敷 (神戸村大字中野)

久門甚五郎直定の居所なりしと云ふ。

奥の内屋敷 (神戸村大字安知生)

大字安知生字奥の内に在り難波江内藏助祐勝の居所なりしと云ふ。

西之館 (神戸村大字洲之内)

高峠の西方大字洲之内字奥之内に在り石川伊豫守の居所と傳ふ然し現在同所に

奥の内土居と通稱する所あり難波江内藏輔居と云ふ是れと同所にあらざるか。

東之館 (神戸村)

高峠の東方

野津子の屋敷 (神戸村大字中西)

工藤氏の邸址なりと云ふも开は大生院村所在野津子城主工藤兵部祐重より引用せしものゝ如く所在等も未考。

伊藤屋敷 (加茂村大字千町山)

伊藤近江守祐晴の居所なりと云ふ。

西條御館 (所在未考)

越智實勝又は同益男の居所にして神拜村邊或は大町村福武邊なりと云ふ。

修理屋敷 (大町村大字大町)

狭間城主徳永修理亮の居乎。

眞鍋屋敷 (中萩村大字中村)

眞鍋近江守の居天正中勘解由兼綱眞鍋安政並行房等居りしと傳ふ。

次部屋敷 (金子村大字庄内)

所在等未考。

御土居敷(金子村大字庄内)

藤田山城守俊常の居所なりと云ふ。

代官屋敷 (金子村大字新須賀)

加藤嘉明時代の代官中島七兵衛の居所なりと云ふ。

島山屋敷 (飯岡村)

舊村上島山に在り島山君御邸と云ふも未考。

新居大領館 (氷見町)

嵯峨大覺寺宮巡行日記に曰く新居大領越智王氏の館は氷見土居の尾先にありと云へり新居大領本陣の址なりとて陣ヶ尾とも云ひ傳へ東の坂を搦手口と云ふ天正高尾落城の當時の名なりとも云ふ郡廳のありしは土居の尾先今の宮の下なりしと云ふ。

第三章 傳説地其他

傳説地として歴史上考ふべき所尠なからざるも概ね牽強附會の説多く隨て是等に關し多く徵證すべき史實を認めず然れども古來の傳説亦容易に等閑視すべきにもあらざるを以て左に其口碑傳説の儘を録して後日の參照に資せむとす尙ほ本章には古戰場等其他歴史上の參考地を共に録し前章の古城砦と參照して聊か他日の考證に備へむとす。

天智天皇行宮所 (神拜村大字古川)

神拜村々社御所天皇宮是れなり當社の由緒及古文書等は盡く天正年間の兵火に失ひ見るべきものを存せざれども伊豫温故録に曰く「前略」古川村字御所殿に在り齊明天皇熱田津石湯行宮は此地にして御所神社あり天智天皇を祭る社地即ち行

宮の跡なり」と又西條誌に曰「土人言傳ふ昔齊明天皇熟田津に至り給ふと云ふ熟田は今西田分なり天智天皇諒闇に居給ひ秋の田の御詠ありたりと云ふ」尙ほ保國寺舊記に曰「熟田津今俗作西田非也行宮之跡今尙存せり矣古來此所に植一樹示其跡名曰御所殿木即ち熟田津石湯の行宮之跡是也云々」

仲哀天皇行宮址 (玉津村大字玉津)

大字玉津字帝ミカドに在り仲哀天皇南國御巡幸の砌此に行宮を作り御駐輦ミカドあらせられたり因て今以て其附近を「みかど」と稱すなりと云ふ往古一の丘陵にして民家群集せしが寶永四年の地震に陥没して沼となり後年里人之を埋立て、水田とせりと云ふ猶仲哀天皇皇后と共に龍舟に駕して嶋山に着御あらせられ飯積の櫟の木を折りて笏となし給ふ云々の事當村鎮座郷社飯積神社の社記にも見ゆ併せ見て帝の臨幸を偲ぶものか。

船屋部落 (玉津村大字船屋)

神功皇后三韓征伐の時命じて茲に軍船を盛に製造せしめらる因て此の名ありと傳ふ。

御船森 (玉津村大字朔日市)

字御船に在り往古伊勢國より伊曾乃神社を勸請せし時神體を楠の岩舟に奉載して來り船を此所に埋没せりと云ふ現在一小祠あり此の附近一帯を御船と云ひ西方を流る、川を御舟川と云ふ。

櫟津岡 (玉津村)

萬葉集の古歌に長忌寸意吉鷹詠じて曰く

さす鍋に湯わかせ子供櫟津の

檜橋より來む狐にあむせむ。

と此の現地に付きては現在室川河口西岸の部落を市塚と云ふ大字玉津の飛地たり即ち市塚は櫟津岡の約せるものにして市塚の語源は櫟津岡なり故に此の地を云ふと又一説には下島山飯積神社は舊號を櫟津神社と稱す社殿丘陵に在り此岡を櫟津岡と云ふ也と天正亂の兵火に依りて舊記全く傳らずと雖ども西條誌にも是れに關して記する所あり又仲哀天皇皇后と共に龍舟に駕して櫟津岡に着御櫟を折りて笏と爲す等社記にも見ゆ而して現に櫟樹殆んど全丘を覆ふ要するに昔時は此邊一帯に潮水寄せて海岸なりしは事實なるべく而して當時より此所櫟樹鬱蒼たりし一丘陵たりしならんされば櫟津の名所として廣く世に知られ古歌に

も多く其吟詠を見しならむか。

舟藏 (垣生村)

字舟藏に在り古代の軍船製造所なりしと傳ふ即ち天智天皇元年阿部比羅夫阿邊百枝臣等を百濟に派遣の當時郡内船木村より材料を運びて盛に軍船を造れりと玉津村の舟屋と共に味ふべし。

祭ヶ岡 (氷見町)

字宮ノ下石岡神社の境外に在り祭ヶ岡古墳附近を云ふ八幡宮私記に曰「神功皇后三韓より御凱旋の際此の丘に御淀泊天神地祇を祀り給ひし齋場なるを以て八幡大神を奉祭す云々」伊豫重要史蹟に曰「神功皇后御遺跡祭ヶ岡新居郡氷見町祭ヶ岡縣社石岡神社境外にあり面積五反五畝餘民有山林石岡神社所在丘陵の高地にして古松老樹あり北東西の三面開け崖下直に宮ノ下禰瑞等を瞰すべし神功皇后三韓親征の歸途此の地に錨泊し海岸に天神地祇を勅祭し賜ふ跡なりと云而して當時祭ヶ岡の崖下低地一帯は舟掛寄泊の便ありし地なりと傳ふ云々」。

橋島 (氷見町)

石岡神社々地附近一帯の地にして現在は島狀を爲さざるも昔は東西北は入海に

して南に小川あり半島なりしを察せらる是れ即ち文德實錄或は古歌に所謂橋の島なりと云ふ西條誌にも其記録あり社地より東南約數百歩の外に龍神社あり是に依りても往時江海なしりを證し得んか。
古歌に云ふ。

たちはなのしまにしをれば河とほみ

さらさてぬひしわかのかの心も

老の波むかしに又もかへるやと

よりに汀に橋のしま

伊豫温故錄には橋の島は神戸の方面にあるか如くあるも徵證すべきものなし。

崇徳上皇行宮址 (大町村大字大町)

字小川に在り俗に「ち天皇さん」と稱す崇徳上皇讃岐國に巡幸の砌潜かに伊豫に臨幸せられ此の地に行宮を造りて伊曾乃神社に一七日御參拜あり宸筆の額を二の鳥居に掲げさせ給ふ其の額今尙現存せり行宮址は現地に徵するに如何にも不便の地と考へらるるも往古加茂川は今の福武より天皇川御舟川を流れたるものにして當時上皇は御乗船の儘加茂川を御溯り給ひ此の地に寄せられ給ひしものと

思はる昔此の地に天皇社と呼ぶ小祠ありしも後ち伊曾乃神社に合祀せりと云ふ。

姥

橋 (橋村大字橋木)

文徳實錄に曰「伊豫國神野郡昔有高僧名灼然稱爲聖人有弟子名上仙住止山頂精進練行過於灼然中略其年上仙命終先是郡下橋里有孤獨姥號橋姫傾盡家財供養上仙上仙化去之後得姫審問泣涕橫流之吾和尚久爲壇越願東來生俱會一所得相親近俄而姫亦命終其後未幾天皇誕生有乳母姓神野先朝之制每皇子生以乳母姓爲之名焉故以神野爲天皇諱後以郡名同天皇諱改名新居後時夫人號橋夫人所謂天皇之前身上仙是也橋姫後身夫人是也」とあり西條誌には「姥か橋此橋當村の西往還道に架る元は土橋にて有りしが今は石橋と成る」と又保國寺縁起には有名姥橋彼姥の古跡也とあるも橋は棚林(神戸村)に架するを云ふ如く記せり然し之を古老に聞けば赤谷橋とか云ふなる由今は橋姥の古跡只橋のみにて他に殘存せず。」

丸山陶器窯址

所在地は氷見町字丸山及玉津村大字船屋字丸山に在り窯址今は殆んど破壊せられて原形を存せず氷見町の窯址に就ては西條誌に「文政中御仕入にて此所に於て陶器を造る其後當村の伴藏門次彌一右衛門と云ふ者組合を取立て焼出し天保六

の御入部年御立寄御覽あり細工物獻上す云々」とあり。

柴井の泉 (氷見町)

字新町に在り弘法大師の加持水なりと傳ふ西條誌に曰く「柴井泉本郷の内下町(今の新町)と云ふ所に出り沸き出る壺は纔に經五六尺なれ共其外の所よりも少々湧く當村は山邊なれば井を鑿つても容易に泉に至り難し此の芝居に限りては平地に脈々として流れ出早魃にも竭く事なく久雨にも濁る事なし因て弘法大師の加持水なりと云傳ふ流に沿へる民家老人多し因て長壽水とも呼ぶと云ふ南陽縣の菊水に似たり云々。」

歌詩和峠 (船木村大字船木)

池田池の北道筋にある坂を云ふものにして保國寺の縁起に「開祖佛通禪師始來當國時(中略)一城義次視師之容不凡接關中謬法要相携而將還本城到干城見坂(今の歌詩和峠)義次詠和歌呈師師亦賦詩以和之存師壇奇遇之由致到干今回歌詩和峠云々」又伊豫由來記に「天正亂の頃藝洲勢字摩郡より討上り新居郡へ向ひしとなり其頃當所は保國寺領にて故保國寺和尚此峠へ出向へ藝洲の大將小早川隆景に詩を賦して捧ぐ干時隆景和歌を詠じて之に答へ和をせんとかや以來此坂を歌詩和峠と

名づくべしとして其よりかく稱ふ云々」とあり。

護摩谷 (多喜濱村大字河島)

空海上人が修業の地なりと云傳ふ其の附近に閻伽水あり靈驗ありとして信仰するものあり。

番所 (大島村)

福島時代より創りたる番所なりと云ふ西條誌には番人井石甚左衛門給銀三百目三人扶持加番一人給銀百目一人扶持云々とあり。

天河寺 (大保木村大字黒瀬山)

今は廢寺となれるも天正の亂には細川勢の陣所に充てられしものの如し即ち豫章記に『康永元年細川頼春大勢にて石槌山の麓大保木天河寺に陣を取り云々』とあり。

吉祥寺藪 (橋村大字坂元)

山中に在り南北約百廿間東西約六十間往時は藪甚だ茂りて猪鹿の類多く藩主の狩の催しも度々ありしと云ふ藪より數町下に御立場と云ふ所あり氷見町の吉祥寺は往時此藪にありしを天正の兵火に罹り今の所へ移せりと同寺の縁起に見ゆ。

鐵砲稽古場

水術稽古場

神拜村新堀河口西岸今の市之川鑛山製鍊所の附近に在りたるものにして何れも

西條藩の稽古場として盛に使用せられしものの如し。

弘法水 (西條港口)

西條港口の水中に在り干潮時に於て見れば清水湧出して暑寒異なるなし往古より弘法大師の加持水なりと傳ふ。

鷹部屋 (西條町大字明屋敷)

今現に鷹部屋と稱する小字あり一柳時代鷹を飼ひたる遺跡なりと云ふ。

茶屋谷 (神戸村大字中野)

一柳時代の遊覽所にて小邸ありし所なりと云ふ。

於菊ヶ淵 (大町村大字福武)

字天皇部落の東手にあり由來詳ならざれども天皇部落に何か因縁のものならんかと傳ふ。

鷹取場 (大町村大字福武)

八堂山の頂を東北に向ひ下れば鷹取場と云ふ所あり昔此所にて鷹を取らせしと傳ふ西條の鷹部屋と併せ考へて妙あり。

御上り場 (玉津村大字流田)

西條誌に曰「御殿迄貳拾四町餘市須賀川尻西の堤にあり御石船御著到あれば此所より御上陸也石壇數級あり東岸は碓明神の社にて華表波際に高く松林砂上に連る云々」とあり。

御船藏新田 (玉津村大字流田)

御上の場の西手に在り往時此所に御船室御船藏等ありたれども寶永六年の高潮に陥没せしを以て移轉し田地となしたるもの如し。

櫻ヶ峠 (加茂村大字千町山)

昔此に櫻の大樹あり高峠落城の時城主の息男虎千代逃れ來りて此に至り城に火煙の擧るを見て哭泣し土佐に奔るの趣を石に印して櫻の大樹の下に置き從者の手引とし長曾我部に投じ身を托したりと云ふ。

天皇の木 (加茂村大字千町山)

上古仲哀天皇の乘輿を駐らせ給ひし跡なりと云ふ楠二三株あり又附近に平なる

石あり御腰掛の石と云ふ。

射場ヶ谷 (神戸村大字洲之内)

高時の下にあり元と此谷を葛谷と云ふ天正陣實記に「難波江某奥の内と云所に搔上を構へ居住し葛谷に的場を拵へ弓の稽古を爲したり此を射場ヶ谷と云」とあり。

客谷御立場 (船木村大字船木)

往時藩主が此にて屢次狩を催せしと云ふ此の種類地の郡内各所に在り。

大師水 (中萩村大字萩生)

本郷大師堂の側古榎樹の下より湧出す傳説に僧空海行脚して此地に到り地方の水に乏しきを憐み錫杖を以て地を撞きて湧出せしめたりと仍て御加持水又は「あらはい」とも云ふ此種の泉二ヶ所あり元來地下水に乏しき地方とて爲めに益する所容易ならず。

御陵地 (大生院村)

字早川元御陵神社の鎮座せし所を土俗傳へて天智天皇の御陵なりと云ふ即ち傳説に依れば「天智天皇京都を立出て給ひ後ち潜に當國へ巡幸し給ひしが此地に崩御あらせられしを以て畏くも此所を御陵地と定められたり仍て後人之を神社に

祀り御陵神社とせり云々」と按ずるに天智天皇の御陵は山城國山科郡御陵野に在れ共是に關し説を爲すものあり即ち天皇は京都を出てて行方知れずなり給ひけるが山科の御陵野に御冠御履等を發見したるを以て其處を御陵と定めたりと、固より一種の傳説に過ぎざれども要するに當國は天智天皇太子の御時齋明天皇に従ひ行幸ありて永く御駐駕あらせられしもの如く又別の傳説御所神社の如く天智天皇に關する傳説もあり又同村内に於ける王神社は昔聖王權現と尊稱し別當寺を置き附近に王塚土偶塚百人塚又は姫路成姫御前等の地名或は大刀丘神社等因縁淺からざるもの多く遽かに牽強附會の説と斷ずべからざるものあり。

第四章 古墳類

第一節 古墳の概況

郡内平坦部の大半は近世期の生來に係るもの多きを以て是等以外の部分即ち高地の町村には概ね古墳又は古墳址の認めらるるあり然れども人文開發の關係に依り其大部分は原形を留めざる程度迄に破壊せられ殘存するもの極めて小部分なるを憾む要するに古墳は古代に於ける其地方文化開發の程度を知るに唯一の參考資

料たるを以てなり而して古墳の形式は概ね前方後圓式にして唯一つ車塚大古墳を存す又本章には古墳と共に郡内著名の墳墓を起す蓋し本郡の歴史と共に後年徵證の資と爲さむに由る古墳墓の主なるもの左の如し。

東 王 塚 (氷見町字大塚)

西條誌に曰「上古穴居の跡なるか貴人の墓なるか」と口碑に傳ふる所に依れば昔某天皇の此に崩御し給ひしを葬り奉りしと又古くよく膳椀等入用のとき前日此に頼み置けば翌朝塚の前に取揃へありきと云へり谷間の低き所に阿迦の井あり當時の從者が手向の水を汲みし井なりと今尙存す何れも書記なしと雖も形狀も大なるより大塚とも云ふに至れるならん乎。

西 王 塚 (氷見町字大塚)

東王塚の付近に在り形狀稍小さく傳説等前の如し。

經 塚 (氷見町字西町)

氷見町の西端小松境の國道附近にあり伊豫重要史蹟に曰「經塚又は京塚新居郡氷見町西方小松界にあり封土高さ一間三尺周圍四十三間余あり上面草生地となれり宇摩郡妻鳥村地方に於ける古墳と略同じ」又西條誌に曰「前略」然るに小松に近

きを以て彼の方の百姓等來りて此塚の土を取り田肥等に荷ひ去る(中略)此塚等閑の塚にあらざ(中略)經塚を京塚とも又境塚とも書くと云ふ京塚とは京都の塚と云ふ意にて昔某 天皇此國に渡り給ひ崩御ありしを爰に葬り奉りし御陵なり(中略)境塚ならば郷界に關係する事甚だ重し一字一石の經塚たりとも妄に毀つべきの理あらんや云々以上の如く解釋區々に亘れるも往年百姓等此の表土を採りしとき劍の破片を發掘せし事ありと云へば一字一石の經塚又は郡郷の境塚にもあらざるが如し下に忍塚あり横に古塚あり何れも由來深きもの乎。

忍塚 (氷見町字土居)

西條誌に曰「其由知れ難し周圍凡そ三十間高一丈二三尺も有るべし土屋と云ふ所にあり」云々又口碑に傳ふる所に依れば忍びは穴居の意ならむかとも云へど全く貴人の古墳なるが如し上に經塚あり下に忍塚あり何れも郡郷の境にあるを見れば兩者相俟て由緒深きものならむか。

諏訪山塚穴 (玉津村大字船屋)

船屋諏訪山神社の附近丘上に在り南北約五間東西約三間高さ八尺五寸石廊の大きさ約八尺に二間位大石を以て築き頗る入念に築造しあり通稱塚穴と云ふのみに

て何等の傳説なきも其位置と構造とに依り貴人の古墳たりしを判断し得べし。尙ほ其附近の山林中各所に大石の散在せるを見る蓋し此邊一帶群集古墳たりしなるべし。

小山塚穴 (垣生村)

字小山の山頂に在り頗る景勝の地を占む構造は大體諏訪山塚穴に類似す、是亦注意すべき傳説なきも古墳たりしは疑ひの餘地なし。

尙ほ垣生山景勝の地點に於て朝鮮式土器の發掘せられたる所數ヶ所ありと云ふ今は他に何等の徵證物件なきも此邊亦無數の古墳を存せしならむ乎。

丸山古墳 (大島村)

古墳として徵證すべき者を未だ發見せざるも其位置形狀共に古墳と斷ずべし蓋し附近の丘上には既に先年來屢々朝鮮式土器或は石器の發掘せられたるあり今尙附近に大石の散在せるに徴し是等附近には數多の古墳ありしならむかと考ふ。

岡崎山墳址 (神郷村大字郷)

岡崎城址附近一帶の山上に在り群集古墳址なるべし。

冢 (角野村大字角野)

往時國道より數丁の上にあり其石を以て中萩村岸之下の橋板に用ひたりと云ふも今は全く其形跡なし只附近に藁と通稱する民家あり蓋し是が址跡を語るものなる乎。

正光寺塚 (泉川村)

新居濱停車場附近正光寺山を云ふ先年此より朝鮮式土器を發掘せりと云ひ其位置形狀より判じて車塚式大型古墳と考へらる。

塚穴群集墳 (泉川村)

東田通稱塚穴に在り稍完全なるもの及破損せるもの七八個所あり而して先年此より土器及石斧を發掘し石斧は現に浦渡神社々司矢野弓夫氏之を藏す。

唐津塚 (中萩村大字中村)

字上原に在りしも今は僅かに其根跡を存するのみ往時當村助右衛門と云ふ人之を發掘して發狂し爾來村民敬遠して接近せずと云ふ。

横山塚 (中萩村大字中村)

字横山に在り此の小松原一帶群集古墳たりしもの如く現に約十箇所の墳址あり岩石の大部分は先年來庭石に運び去られしと云ふも猶少々散立せるあり。

大塚 (大生院村)

王塚とも云ふ村社王神社の社麓に在り封土は大分部四圍より採取せられたる如きも發掘せられたる形跡なし王神社の由緒に曰「本智様有故南都より八拾騎御供にて阿州北方と申所へ御越し一箇年御滯留此所にて七騎加勢有之八拾七騎にて當村へ御落着其後御上京無之終に崩御(中略)御奥の方々萬像とて土佛を造り供養」云々とあり即ち當村正法寺(王神社、舊別當寺)の舊敷地に土偶塚あり土塔及布目瓦等多く出づ又王神社石段の中段に馬塚あり境内に冑塚あり蓋し大塚と共に何かの由緒あるべし。

半田山古墳址 (飯岡村)

字半田山に在り今は殘存せるものなきも地形と傳説に考へ群集古墳と認めらる。

寶塚 (飯岡村)

原八幡社の境内に在り。

鍋倉塚 (神戸村大字中西)

往時十四箇所存在せりと西條誌にも見ゆれ共今は數箇所を出でず而して現存するものに依るに其封土と位置とに依り砂寄場ならむと考ふ或は天正亂等に於け

る戦歿者の塚ならむも古墳にはあらざるべし。

下福塚穴址 (神戸村大字中野)

字下福に在り山の中腹石垣の内に祠形に築けり是れ古墳址ならむか。

住吉古墳址 (橋村大字坂元)

石の一部残存し上に住吉の祠あり。

祭ヶ岡古墳 (氷見町)

字宮の下石岡神社の背後に在り祭ヶ岡は傳説地として記述の如く由緒淺からざるものあり且つ附近の開墾中刀劍の破片を發掘せりと云ふ古墳と認むる所は封土高さ約八尺五六間四方の圓墳なるものゝ如し。

井口古墳 (氷見町)

字井口にあり古墳として深く微證すべきものなきも形狀及位置より考へ前方後圓式の古墳ならむかと思ふ而して未だ發掘の形跡なく封土上一面に雜木竹生ひ茂り鬱蒼として足を運ぶべからず又注意すべき傳説なきも附近の村民は皆之を敬遠して接近せず。

花の木塚 (氷見町)

通稱花の木さんと呼ぶのみにて他に傳説なし。

梅の木塚 (氷見町)

通稱梅の木さんと云ふ。

常眞塚 (大町村大字大町)

大町村光明寺の第六世釋の常眞の墓なり常眞は往古加茂川の流域を改修して成功し寛永元年二月二十九日病を得て歿す。

櫻木塚 (氷見町)

石川源太夫の墓又は源吾の墓とも云ふ上に櫻木若宮を祠る。

高橋政輝墓 (氷見町)

高尾城主高橋美濃守政輝の墓にして里城に在り其附近に忠士萬靈塔及美濃守の馬塚あり然れども高橋美濃守の墓は橋村大字坂元字東谷にも在り孰れにや。

金子基家墓 (橋村大字西泉)

野々市原に在り金子城主金子備後守墓家の基なりと云ふ即ち基家は高尾城の落城に際し野々市原に出てて戦死せる事天正陣實記及澄水記等に見ゆ然れども基家の墓は加茂村荒川山及金子村金子城麓慈眼寺境内にも在り。

寺川丹後守墓 (氷見町)

字岡林に在り寺川丹後守は高尾城の危急に際し黒瀬飛彈守加藤民部等と共に應援し奮闘したる人なり。

千人塚 (橋村大字西泉)

字野々市に在り一名首塚と云ふ野々市原にて戦死したる高尾城勇士の首を集め小早川勢之を祠れりと傳ふ。

石川織部正墓 (橋村大字西泉)

氷見覺法寺の由緒記と云ふものに閱するに慶長年間豊後國守の伯父なりと云ふ石川織部正此の地に來り覺法寺を建立云々とあり。

丹民部墓 (橋村大字西泉)

字東谷國道筋に在り足を病むもの祈れば驗ありとて香華常に絶ゆる事なし丹民部は野々市原の戦に於て最も目醒ましく奮闘したりと云ふ附近に従士二人の墓及民部乗馬の馬塚あり。

越智信濃守墓 (橋村大字西泉)

字東谷竹林中に在り。

秦備前守墓 (橋村大字檜木)

字榎の本に在り。

今井玄蕃墓 (橋村大字檜木)

阿彌陀堂に在り。

近藤長門守墓 (神戸村大字中西)

横山城主近藤長門守の墓と云ふ。

石川源吾墓 (神戸村大字中野)

木挽原に在り、一説に源太夫の墓なりと云ふも源吾は源太夫の子にして同僚に反感を受け攻められて木挽原に於て討死す云々と保國寺の縁起にも見ゆ故に源吾の墓ならむと考ふ然れば氷見村の所在櫻木塚は石川源太夫の墓ならむか。尙ほ大町村大字福武井口に櫻塚として源吾の墓と云ふあり孰れにや。

楠塚 (神戸村大字中野)

字木挽原に在り江淵城主鹽出左衛門佐及近藤但馬守合葬の墓と云ふ。

石川備中守墓 (神戸村大字中野)

保國寺に在り高峠城主石川備中守通清の墓なりと云ふ外に尙三墓あり一族なら

んか。

難波江氏墓 (神戸村大字洲之内)

難波江藤太及弟内藏輔兄弟の墓なりと云ふ難波江内藏輔は當所奥の内土居に居りしと云ふ。

飛彈守墓 (大保木村大字黒瀬山)

黒瀬城主黒瀬飛彈守の墓なりと云ふ古き五輪を存す。

工藤丹波守墓 (大保木村大字大保木)

字千野々に在り。

高橋伊賀守墓 (大生院村)

字栗林に在り高橋城主高橋伊賀守政次の墓なりと云ふ。

松平三河守墓 (中萩村大字萩生)

字旦の上に在り麓の城主松木三河守安村の墓なりと云々。

藤田大隅守墓 (神郷村大字郷)

藥師堂に在り岡崎城主藤田山城守俊雄の孫藤田大隅守俊忠の墓なりと云ふ西條誌に曰岡崎城陥落の後大隅守は藝州三原の城主大崎玄蕃に由緒あるを以て暫く

此に寄食し後ち當村に歸りて病死す云々」とあり。

小野中務墓 (高津村大字澤津)

阿彌陀堂にあり慶長二年十一月二日死號要徳院と刻せり。

千人塚 (神戸村大字州之内)

由緒未詳なるも天正亂當時に於ける戦死者の合葬地ならむか。

明比丹後守墓 (大町村大字福武)

明比邸址の一隅に在り大五輪を存す。

源實朝供養塔 (大町村大字福武)

金剛院に在り由緒未詳。

一柳家墓 (大町村大字福武)

常福寺に在り其重なるものは一柳直重夫人同直奥妻及家老門川八郎右衛門後藤勘左衛門一柳三左衛門等の墓あり。

伊藤近江守墓 (加茂町大字千町山)

千町ヶ岳城主伊藤近江守祐晴の墓なりと云ふ。

薄雲姫墓 (加茂村大字藤之石山)

字風透に在り薄雲姫は土佐國窪川の城主山内長親の孫山内常清の女なり故ありて弟民部介と共に伊豫に落ち來りしが新居城主篤く之を遇し風透の土地を相して此に居らしむ後ち病を得て歿せりと云ふ。

上仙法師墓（金子村大字金子）

法師は一宮神社司矢野家の祖常に石槌瓶、森、笹峯等に登り佛學を修業して仙界に暮し衆生濟度の念厚く隨て庶人の歸依誠に深く時の天皇より衣食を賜はりし事屢々ありと委細は前章姥橋に記す。

第二節 古墳發掘物

古墳の發掘物は概ね土器及玉の類にして稀に石斧等の石器を見る而して土器は大部分祝部式土器にして偶々彌生式の發掘を見るあり又種類も概ね一樣のものにして從來郡内の古墳より發掘に係るもの大要左の如し。

- 盤 埴 (壺) 平瓶 片 坏
- 長頸 埴 鈎耳付提瓶 蓋 坏 甕 ハサフ
- 瘰耳付提瓶 高 坏 瓶 横 瓶

第五章 古文書

本章には新居郡に現に存在するは勿論現存せずとも本郡に交渉ありと認むる古文書及併せて金石文棟札等の概要を記録することとせり而して之が年代は概ね三百年以前を標準とせしも次に重要と認めたるものを掲げたり尙ほ配列は概ね年代順に依り年號なきものは推定に依れり。

○源頼朝寄進狀（高津村八幡神社文書）

寄進寶劔事

八幡宮

右件之寶劔者重寶永年之爲神寶寄進狀如件

元暦元年三月

頼

朝(花押)

○源頼朝伊豫守護職命令書（豫章記所收）

伊豫國道後七郡事爲守護職可有管領道前事者申付佐々木三郎盛綱候畢諸事申合可有沙汰候得能冠者事者勿論也。恐々謹言

元暦二年七月廿八日

頼

朝(御判)

河野 四郎殿

○源實朝書狀（豫章記所收）

八郎隨兵之事依谷殿仰去八月勤仕候畢、會手里見冠者爲年增下手相並候返々悦入候、兼亦伊豫一國守護職並新居西條兩庄之事先度親忠下向之刻書遣宛書候也定而下着候歟諸事期御參候。恐々謹言

建保三年霜月一日

左近衛中將

河野四郎殿

○金子村圓福寺大般若經奥書（金子村圓福寺藏）

一、大般若經卷第一百七の奥書

建長八年丙辰六月 日

明舜生年五十四

書寫了

一校畢

大願主 僧 淨 尊

一、同卷第一百十の奥書

永正十六年己卯八月八日書寫畢

執筆常州鹿島郡護國院住侶俊鑒

後見人々以空一字可影以回向者也

○紀伊熊野新宮文書（熊野新宮藏）

下 熊野新宮衆徒

可令早領知伊與國西條庄事

右所宛行當社衆徒也、任先例令管領致其所禱且可抽軍忠、有殊忠節者重可被行恩賞之由依將軍家仰執達如件。

建武三年二月二十一日

義 慶（判）

（右義慶は足利尊氏の執事ならん）

○禪昌寺宮領地狀（河野文書載）

禪昌寺宮領伊豫國井於庄並船木山角村地頭職事、早字佐美三郎入道相共守事書旨、來月十日以前可沙汰付下知於雜掌光吉之狀如件。

觀應二年六月十七日

御判 義 詮

河野對馬六郎殿

○足利尊氏教書（神戸村保國寺藏）

天下靜謐祈禱事、近日殊可被致精誠之狀如件。

文和三年十月二十六日

花 押

保國寺長老

（右花押は足利尊氏の花押なりと云ふ）

○保國寺禁制書 (神戸村保國寺藏)

禁制

保國寺

右於當寺 軍勢甲乙人等 不可致濫妨狼藉 令違犯者 可有罪科之狀如件。

沙彌(花押)

○保國寺禁制書 (神戸村保國寺藏)

禁制

保國禪寺

右於當寺 軍勢並甲乙人等 不可致亂入狼藉 若有違犯之輩者 可處罪科之狀如件。

宮内少輔(花押)

(宮内は武藏守の前名細川頼之なりと云ふ)

○保國寺禁制書 (神戸村保國寺藏)

禁制

保國寺

右於當寺 軍勢並甲乙人等 不可致亂妨狼藉 若背制法者 可處罪科之狀 如件。

永和二年四月二十二日

右馬頭(花押)

(右馬頭は細川頼之なりと云ふ)

○保國寺知行狀 (神戸村保國寺藏)

伊豫國西條保國寺領之事、右任先例不可有知行相違之狀 如件

嘉慶二年十月十一日

兵部太輔(判)

(嘉慶は北朝の年號、兵部太輔は淡路守師氏の前名なりと云ふ)

○保國寺沙汰人の件 (神戸村保國寺藏)

保國寺に預之沙汰人共、寺家むけ候て無沙汰由聞候。いづれも先例のごとく沙汰申へきよし、堅可被申付候。猶々難澁候は、殊なる可有沙汰候。恐々謹言。

卯月七日

滿之(花押)

石川入道殿

(滿之は阿波守と云ふ細川氏？康應年間の人なり石川入道は領主高外木城主なり)

○保國寺四至違亂取締の件 (神戸村保國寺藏)

保國寺領四至次新田荒野、自諸方被違亂之由被仰候、其にて看極寺家無相違様可被付沙汰候。恐々謹言

康應己巳

十月十一日

滿之(判)

石川入道殿

○保國寺住持廻番進退の件 (神戸村保國寺藏)
豫州保國寺住持之事當住廻番滿年之由申候、然者住持之事 自當年可有進退候也。

八月五日

氏久(花押)

寶

英公侍者禪師

(氏久は治部少輔と云ひし由なり)

○治部少輔氏久挨拶狀 (神戸村保國寺藏)

態專使畏入候、抑老母他界事委細蒙仰候、殊更代物五結拜領候、不思寄御意千萬畏存候、保國寺様より御訪事は誠遠國事候之間中々不可有其儀候、只今示給候満足候、長々御在國無心元候、如何様此暇明候は追可申入候。恐惶謹言
十二月七日
治部少輔氏久(花押)

進上 衣鉢侍者禪師

○三島新宮山及保國寺末寺の件 (神戸村保國寺藏)

三島新宮之山事、爲御管領宮修理并寺家要木等可被仰付候也、又香園寺爲保國寺末寺可被仰付薩摩坊候。恐惶敬白

八月廿八日

高業(花押)

保國寺侍者御中

(三島新宮は神戸村橋新宮のことか、香園寺は小松町の香園寺なるか未考)

○足利義材軍命狀 (河野文書載)

伊豫國(除西條以東軍勢等事不日令發向伯州、可合力山名右馬頭之由、嚴密可相觸之狀如件。

明德四年四月十一日

御判義材

河野伊與守殿

(右は足利義材より河野通義に交付したる軍令狀なり)

○比丘性智田地寄進狀 (神戸村保國寺藏)

永奉寄進 豫州西條庄保國寺田地之事

合壹段小 在所は九品寺の北南より大海和尚御名田の内なり、

右田地永代 爲先師大海和尚御二親見法禪門如珍禪尼忌日 奉寄進保國寺處實正也、毎年五月廿三日爲見法同廿九日爲如珍至末代 無懈怠可致追善之儀者也、仍爲後日寄進狀如件

應永二年乙亥二月十日

住持比丘性智(花押)
看坊比丘性澤(花押)

(右性智は保國寺四世大愚性智大和尚なり)

○遍照心院新居西條地頭職の件 (伊豫古文書載)

寄附西八條遍照心院

伊豫國新居西條地頭職事

右所寄附當寺之狀如件

應永六年十一月十二日

入道准三宮前大政大臣御判
(應永年間新居西條兩庄が遍照心院の所領なりしを知るべし)

○野口保八幡宮鰐口之銘 (土佐吾川郡富岡村安居靈社藏)

(表)

奉懸金口鐘 野口保八幡宮御寶前

應永卅年八月十五日

(裏)

願主 越智通包

(金口鐘は鰐口の異名なり、野口保八幡は今の飯岡村原八幡の事にして之の鰐口は戰國時代分捕られて土佐に移りしものならん)

○沙彌道壽土地寄進狀 (神戸村保國寺藏)

伊與國新居郡西條庄 保國禪寺

合參段者 永安名惣領分内也坪者如前寄進狀

右彼下知者 雖爲先祖寄進 彼所中絶相違者也、

然於今度道壽安堵上者 如元奉寄進當寺所也、意趣者爲淨珍禪門菩提奉寄進所如件。

永享六年九月廿二日

沙彌道壽(花押)

(永安は今の玉津村の永易なり)

○足利將軍家持氏誅伐之命令狀 (水月古鑑載)

持氏誅伐事爲尋究上杉安房守所存柏心和尙下向候就彼返事 爲京勢可致沙汰之間爲用心被仰佐々河武田刑部大輔入道等畢自京都河野以下可被下向然者相待彼等着陣諸加談合差寄永安寺保國寺無越度様可致忠節委細兩人可申也。

閏正月廿四日(永享十一年二月十三日到來)

小笠原大膳大夫入道どのへ

(右は足利將軍より小笠原に與へたる軍令狀なり)

○前神之鐘銘 (神戸村前神寺藏)

讚岐國三木郡

牟禮庄
六萬寺

再興大願主

住持比丘 清

尊

大工 大和州下田庄 藤原友長

永享十三天辛酉二月念二日

清 秀 清 正 鑄政之

前大願主 瀧一井 藤原氏女

勸進沙門 善鏡

大工 藤井景家 守國成佛

物部助正

康永三年甲辰八月十二日

一聽鐘聲 當願衆生

斷三界苦 頓證菩提

諸行無常 是生滅法

生滅々已 寂滅爲樂

南無阿彌陀佛

[梵字の光明眞言廿四字あれども略す]

(之は讚岐國六萬寺の鐘なりしが河野通生細川氏を追撃長驅して讚岐に入り此鐘を分捕り後之を前神寺に納めたるものなるべし)

○兵部太輔勝久保國寺安塔狀 (神戸村保國寺藏)

伊豫國新居郡西條庄保國寺領并住持職等事
任先例可被領掌之狀如件

文明四年三月十二日

兵部 太輔(花押)

寶英藏主禪師

○勝久より保國寺への答書 (神戸村保國寺藏)
就年甫之祝儀 鳥目百疋到來悦喜申候、仍來月廿日已前可有御上洛候子細之段於
京都可申候、巨細は石川信濃守方へ申下候也。恐々敬白
二月十九日

保國寺

勝 久(花押)

(石川信濃守は高外本城主なるべし)

○神拜天神宮鰐口之銘 (土佐國本川村土居觀音堂藏)
與州西條庄神拜天神宮之鰐口也

文明十八年卯月廿五日

願主 富 利 □

(右は神拜村大通寺の鎮守天神社の鰐口なりしを戰國時代土佐に分捕られたる

ものなるべし)

○石川虎胤感狀 (洲之内文書)

今度黒川與合戰之砌 其方兄弟相働 各其心懸一入勝而 尤以神妙也、彌可勵
軍功者也。

享祿二年二月十日

虎 胤(花押)

久門善右衛門との

(右虎胤は高外木城主、黒川は周桑郡劍山の城主なり)

○石川源太夫よりの扶持狀 (船木庄屋文書)

長河峰鳥屋公事之儀に付而名本依存分理運に成行候、尤神妙候、然間新居角村にお
いて三段扶持は子々孫々迄可令知行之者也。

天文七年十二月十二日

源 太 夫(花押)

長河名本中務どのへ

(角村は角野村の事歟、源太夫は高外木城の執事なり)

○眞鍋孫太郎手合狀 (洲之内文書)

先達而申入候通、此度就上意彌急御入城可有之候。右申入候様との御事に候以上

五月二日

眞鍋孫太郎

久門次郎左衛門様

(御入城とは高外木城へ入ることなり、眞鍋は同城の執事なるべし)

○民部大輔より河野家への禮狀 (豫州文書)

大鷹之儀 内々御所望之處、御進上殊逸物之由 一段御秘藏不斜候、仍被成御内書

猶得其意可申入由被仰出候目出度候、委細自梅仙軒可被仰下候 恐惶謹言

五月十一日

民部大輔信孝(判)

謹上 河野宗三郎殿

(伊豫殊に石鎚山は鷹の名産地なりしと云ふ)

○保國寺禁制書 (神戸村保國寺藏)

禁制

一、甲乙人濫妨狼藉之事

一、山林竹木伐取之事

一、殺生之事

一、宿陣之事

一、諸公事免許之事

一、寄質等之事

一、追寄取夫等之事

右條々若於違犯之輩は堅可被嚴科之條依仰下知如件

石川四郎

虎

武(花押)

永祿貳年十二月二十六日

(右虎武は高外木城主なり)

○薦田重村書翰 (澁柿文書)

追而不心道具之儀急度被申付候事尤候

先度從阿州之御使者 越被申候之處種々馳走令祝着候、其方隙次第に待入候猶様

子は二郎大夫可申候 恐々謹言

閏正月廿九日

重

村(花押)

勘右衛門とのへ

(重村は澁柿城主薦田重村の事にして高外木城主の部下なり)

○金子元家書柬 (金子文書)

祈念頼申入候、各御下向貴所相待候
此旨法徒御意得可給候 恐々謹言

六月十日

金子備後守

元

家(花押)

謹上? 不動坊内?

安 藝 殿

御 宿 所

(右は金子城主の手書にして原本は金子村庄屋列家傳左衛門の家にありと云ふも不明)

○新居宇摩兩郡河野へ返付の件 (豫州文書)

壬位馬兩郡之事被任先規之旨御返付之上者被全領知彌可被抽奉公之忠勤旨被成御内書候、猶得其意可申由候、委細梅仙軒可有御廣說候。恐々謹言

十一月廿六日

藤

長(判)

河野牛福丸殿

(壬位馬は新居宇摩なり、牛福丸は最後の河野通直なり藤長は式部少輔と稱する

人にて足利家の執事ならん)

○小早川隆景感狀 (小松宇野文書)

今度高時之戰場 無比類働 令感悅候

彌以可被忠勤也 追而恩賞可申之條如件

天正十三年八月廿日

隆

景(花押)

宇野民部殿

(小早川氏より宇野民部(家綱?)に與へたる感狀なり)

○長曾我部成敗令書 (小松一柳文書)

急度申遣候、仍而長曾我部爲成敗來月三日可出馬旨、雖相觸候相延同十六日大阪發足候、成其意出陣專一候、最前如申出之至明石其已前打越可有渡海候也。

五月二十日

秀

吉御朱印

一柳市介殿

(右は天正十三年四國征伐の時の軍令狀なり市介は直末にして後に伊豆守と稱す一柳直高の子にして直盛の兄なり)

○前神寺安塔狀 (前神寺文書)

新居郡石鐵山前神寺事、申合處也

右早任先規之旨 御進退不可有相違之狀如件

天正十四年三月二十日

村上右衛大夫

通

總(花押)

石 鐵 山

前神寺御同宿中

○豊臣秀頼感狀 (大生院會我部文書)

當月二日平井於陣 汝莫大之持 敵陣落去 辛勞祝着候 家之會稽不斜 彌忠

勤可仕者也

慶長五年二月二十日

豊

秀

(花押)

會我部宮内との

○徳川秀忠書札 (一柳文書)

今度遂面談申承本望之至候、陣中節々可申伸と存候處俄御上洛御殘多と存候、其以來可申達處何角取紛無音所存之外候、上方の様子承度存候此表仕置丈夫に申付候

條可御心安候、爰元隙明次第早々可令上洛候間其節可申入候、猶使者口上申合候

八月十三日

江戸中納言

秀

忠

恐々謹言

一柳監物殿

御宿所

(右は慶長五年八月十三日徳川秀忠より西條藩祖一柳直盛へ與へたる書狀なり、直盛秀忠に従ひ上杉景勝征討のため上州小山に到り石田三成軍を起すと聞き引返し上方に向ひたる時の消息なり)

○徳川家康軍陣の手合狀 (一柳文書)

態以加藤源太郎申候、今日朔日至神奈川出馬申候、中納言使罷歸候趣具承候、樽井御陣取尤候、今日迄之御手柄共難申盡候、此上は我等父子を御待付候而御働尤候、委細口上申候條不能具候。恐々謹言

九月朔日

家

康

藤堂佐渡守殿

黒田甲斐守殿

田中兵部太輔殿

一 柳 監 物 殿

(右は徳川家康より四人に宛てたる書狀なり是は慶長五年九月朔日のものにて關ヶ原準備戰に係る消息なり監物は西條藩祖一柳直盛なり)

○加藤嘉明知行狀 (玉津村木村文書)

伊 豫 郡

一、四 百 石

大溝村之内

以 上

慶長 六年

左 馬 助(花押)

木村六右衛門殿へ

(右左馬助は伊豫松崎城主加藤嘉明なり)

○徳川家康の謝狀 (一柳文書)

爲音信枝柿一箱送給祝着之至候、此中爲堤普請御逗留之由候、御上之節可申承候、委細井伊兵部少輔可申候。恐々謹言

三月三日

家 康

一 柳 監 物 殿

(右は家康より一柳直盛に與へられたる書狀なり此時直盛伊勢の神戸城を守れり、直盛の西條に封ぜられしは寛永十三年なれば此書は慶長六七年のものと想はる)

○當請米の事 (西條三並文書)

新居郡上島山村當請米事

一八拾五石五斗は

米

一九石壹斗七升は

大豆

一七石三斗六升は

小豆

一壹石壹斗貳升四合は

ごま

一拾九石壹斗五升は

蕎

一拾貳石七升は

稗

一四石六合は

大麥

合百參拾八石參斗八升也

高七百貳拾參石五升二合

右壹ツ九分成に相定

中島勝右衛門殿分

外に

米參石九斗九合は

慶長六年荒おこし物成

ごま貳斗四合は

同

小豆貳斗七升は

同

そば三斗五升は

同

已上

米貳石六升四合は

慶長七年荒おこし物成

ごま三斗三升六合は

同

小豆三斗九升は

同

そば三斗者

同

升數合百四拾六石六斗七升九合

慶長八年八月二十一日

足立半右衛門(花押)

肝煎百姓中

(右は三並文書數十通の中より鈔録す、之は慶長八年上島山村租税の命令書なり、當時之を當請又は免定と云ふ、高とは分米今の收穫高の如きものなり、之に一分九分成(百分の十九)を乗じたるものが此村の物成祖税なり、喬は、そばにして蕎の略なり、蕎は稗なるべし、足立は松山城主加藤嘉明の家老にして會計稅務等の主職たりし人なり)

○福島正則知行狀 (金子村野田文書)
相渡知行方事

一、貳百五拾石 最前遺候分
一、百石者 加増分

都合參百五十石餘遺候訖、全可令領知者也、仍如件
慶長九年十月十二日

野田藤七殿

左衛門大夫(花押)

(左衛門大夫は廣島城主福島正則なり)

○綿年貢の事 (大生院村高橋文書)

納當綿年貢之事

合百四匁定

右は福武村分往生院より請取所如件

慶長十九七月朔日

往生院

三郎左衛門(花押)

善兵衛殿

(右善兵衛は往生院今の大生院の庄屋にして高橋氏の祖先なるべし右原本は西條町伊藤祐義所藏)

○人足命令書 (西條三並文書)

人足のわり

一八拾八石七斗

往生院

但本高百五拾三石九斗御藏入

一八拾四石御藏入

福武村

一四百五拾四石

上島山村

但本高七百廿三石五升二合

中島勝右衛門分

高合六百廿六石七斗

此夫三人

右人足召連早々可相越者也

慶長廿年四月廿二日

右村々肝煎中

足立半右衛門印

○綿年貢受取證の件 (大生院高橋文書)

うけ取申わた年貢之事

合百四匁也

福武村

元和二年七月八日

左郎左衛門(花押)

善兵衛殿參

(右は綿代(雜税)の受取證なり原本西條町伊藤祐義所藏)

○一柳領内百姓故障の件 (一柳文書)

大阪御陣之刻人足數多召連飯米不相渡旨百姓共申上候、大事之御陣と存家中留主居之者共迄不殘親子三人として召連罷立故右扶持米相渡申候、百姓之儀近年物成定之刻其心付仕置申候、然其砌百姓共世間見合立毛上所を薙取金銀代替四拾ヶ

村走年貢米一圓納所不仕故手前之兵糧米さへ迷惑仕體に候、然共其年百姓申分のことく右に土免に相定置内重而二つ成三つ成つつ定米引さげ遣候故飯米遣不申候、是ははや六年以外之義に候。

一、伯耆國御番に罷越候刻右同前に御座候、其以外は人足飯米遣候へ共其砌より土免にて萬入用分用捨仕置候、其上大風吹申に付其年も土免に相定内重而それぞれに追免遣申候、是は十一ヶ年に罷成候。

一、當物成之儀春免に堅相定置候得共風あたり候よし連而申理候條奉行を出檢見を仕百姓迷惑不仕候様にそれ／＼に免遣可申若其上にも百姓申分御座候は、内檢仕立毛上中下を以有様に升付仕三分一百姓に遣殘分年貢米納所可仕由申聞候へ共同、心不仕候、其上於此地物成可相究由百姓申分如何に御座候。

一、麥年貢之儀はや廿ヶ年召置候、當年初而納所仕間布由申分に御座候。

一、百姓萬事に付迷惑不仕様にと存年々堤井水迄家中役人に申付候。

候請人立申百姓之前は取不申候事。

元和五年九月十三日

一柳監物内

安東 助 亟

山中勘左衛門

赤塚傳右衛門

戸塚 次 太夫

（右は勢州神戸藩の惡政に對し其筋へ訴狀したるものに對する辨明書なるもの
の如し訴狀なきを憾む、百姓は百姓の誤字なるべし）

○金子村一宮神社棟札（金子村一宮神社藏）

聖主天中天伽陵頻伽業 大梵天主大檀那

殿頭中島七兵衛尉
癸丑御歳願主 元和六申庚歲即
壬寅御歳願主 本願各各大工

奉造立與州新居郡金子正一位一宮大明神御社一字大願主

哀愍衆生者我等今敬禮 小梵天王大檀那

長州主乙未御歳願主
防州主武運長久攸
日向守家中繁昌攸 神主馬太夫小工等
十二月吉日 諸節敬白

（右棟札は檜材にして長三尺一寸五分幅五寸三分厚一寸、文中業は聲の誤りなら

んか)

○一柳直重書札 (吉田村門川文書)

其元罷立候砌 新居濱迄被罷越満足申候、然者新居濱罷立十四日大島へ罷着候、彌船中無事に而近日大阪へ可罷着候間其砌以書狀可申入候、恐々□□

丹州

三月十五日

直重(花押)

(右は西條領主一柳丹後守直重の書狀なり)

○常福寺内地子諸役赦免之件 (常福寺文書)

爲直指菩提福武村常福寺之内地子並諸役可致赦免之旨、直與被仰付候條可被得其意、然上者竹木迄住持可爲支配者也。

慶安三年寅二年廿四日

高木 矢兵衛(判)
鈴木九左衛門(判)

久首座 禪師

(右高木鈴木は西條領主一柳氏の臣にして家老か又は奉行ならん)

○保國寺へ前山の内交付の件 (神戸村保國寺藏)

中野村保國寺内間敷之覺

一、前山北南百貳拾間麓より峠迄四拾八間之所保國寺内へ被爲遣候間右之通可有御渡者也。

慶安四年霜月廿五日

高木 矢兵衛之(花押)
鈴木九左衛門觀(花押)

宮島角太夫殿

宮橋彌右衛門殿

石黒八兵衛殿

細見九兵衛殿

○一柳監物書翰 (氷見町菅虎太郎藏)

去十四日の一書令披見候、今度親子三人ながら御暇被下無殘所仕合共(忝次第候、則此度大炊介殿へ御願申上候は口上にも相心得可申入候、平野九兵衛殿へ能々可申入候、委一書覺書に申遣候間可成其意候、謹言。

一 監物

直 (花押)

正月二十七日

□□四郎左衛門

○同 件 (氷見町菅虎太郎藏)

書中通村茂左衛門之可申聞候。

以上

重而申遣候御奉行衆へ各の内衆組頭類の衆御見廻候忝□□候、不寄何時惣開に罷出尤候重而かやう次第不及申越候へ共以來惣開にて肴持參候は、小兵衛五左衛門に調候へと可申届候、併無案内に候はん共やうすたのみ可調候、不及申遣候事候へ共御普請義はかやうにも御奉行衆御このみの通に可申付候、先書如申遣候、侍分晝夜丁場に打つめ候様に堅可申届候、其吟味専用候、爲念重く申遣候、謹言。

四月二十九日

一 監物

直

□(花押)

○一柳監物直興領地沒收に係る幕府命令書

一柳監物儀不届之子細有之付而上意之趣去月二十九日 於評定所申渡候覺、

一禁中御作事始並御移徙兩度可致上京之旨御暇之節被仰付之處御移徙相濟以後罷上候事。

一、今度參勤之砌 煩付而遲參之段斷之書狀延引且亦參府以後氣色様體年寄共迄遂不相斷事。

一、常々家中並領内百姓等之仕置惡殊更内證好色不作法事。

右之趣重疊不届被思召候付而領地被召上之松平加賀守江被成御預候以上。

八日三日

(右は寛文五年八月三日西條藩主一柳監物直興罪あり領地沒收の命令書なり)

○老中より小松藩主一柳山城守へ與ふるの書束

一筆令啓候、一柳監物領知被召上候付而爲上使佐々又兵衛、馬場三郎左衛門、被差遣之候間、萬事可被相談候、委曲兩人可爲演說候、恐々謹言。

久世大和守

廣

之(花押)

稻葉美濃守

正

則(花押)

阿部豊後守

忠

秋(花押)

八月二十五日

一柳山城守殿

(右文書は寛文五年八月二十五日老中より上使佐々木馬場の二人に交付し又上使が小松へ交付したるものなり)

○幕府老中より一柳山城守に與ふる書翰

一筆令敬上候、一柳監物事不届之子細有之付而、領地被召上之松平加賀守江被成御預候仰出之趣注別紙差越候、然者監物領内江爲御目付佐々木又兵衛、馬場三郎左衛門並御勘定方守屋權太夫竹村八郎兵衛、被遣之候、追付可爲到着候、其方領分所所之事候間、從其許家來早々遣之、彼領内町人百姓等無氣遣令居住、並山林竹木等、猥不伐採候様可被申付候。

上使到着之上、家中之輩者得差圖引拂候様尤候、恐々謹言。

八月三日

久世大和守

廣

之花押

稻葉美濃守

正

則(花押)

阿部豊後守

忠

秋(花押)

酒井雅樂頭

忠

清(花押)

一柳山城守殿

(右は寛文五年八月三日一柳直興領地沒收に就て取締方老中より隣藩にして類族たる小松藩主へ照會したるものなり)

○神戸村保國寺小鐘銘

豫州新居郡中野村萬年山保國禪寺奕業名師之場也、開山勅諭佛通禪師、第二世嶺翁寂雲、第三世大海寂弘、第四世大愚性智、皆是出世導師、叢林老作也、茲元錄十二年己卯六月當住玄英禮通首座鑄小鐘、來千本山請銘、因題一偈爲銘。

心外無聲々是心、聞々解脱一源深。

圓通大士真三昧、億萬斯年發妙音。

前南禪、南宗祖辰

第一篇 名勝

名勝の内社寺及史跡に屬するものは各々其章に於て記述せるを以て是等以外に於て名勝として記録すべきもの少し然れども往古より名勝地として傳へ多少由來あるものを擧ぐれば概ね左の如し。

船屋の達天石 (玉津村大字船屋)

船屋海岸にあり孤岩屹立して岩容奇なり藩政時代より名勝として知らる古來早天の際此に雨乞を爲すと云ふ。

佛 崎 (玉津村大字船屋)

附近一帯を磯浦と云ふ奇岩怪石突兀として海中に屹立し其形様面白く中には佛像に似たるあり故に俗に佛崎と稱へて勝地に數へらる。

御代島 (新居濱町)

新居濱の海岸を離る北約十四五町の所に在り干潮時には殆んど洲にて接續す周圍約二十六町風景賞すべきものあり即ち往古よりも此の風景を稱せしもの如く源俊賴朝臣の歌なりとて口碑に遺れるには。

とへかきな沖の白石しらすとも。

ものおもふ船のなさしかるゝを

又宮筠圃及物徂徠の詩に

宮 筠 圃

輕舟放去釣漁磯 逸興欲隨水鳥飛

魚價大江賤如土 晚來擬買一籃歸

物 徂 徠

大江煙雨暗 客棹滯荒城

繫纜過三日 掛帆更幾程

波濤滿地濶 雲霧漫天生

咫尺銅山在 徒聞奇絕名

筠圃は京都の舊き儒者にして子常といひ筠圃は其號なり大江と云ふは新居濱の古名にして或は此島に船繫きたる事ならんか徂徠の詩に荒城とあるは此島の西の頂に昔時加藤清太夫の構へたる砦跡あり故に滯荒城と賦したるならんか咫尺銅山在徒聞奇絶名と云へる句は徂徠が此地に來りての吟と覺しきも斷定し難し。

尙此の島に相生松、帆掛松、隨松庵、及源性公御茶屋の跡あり。
勅使櫻（金子村大字金子）

縣社一宮神社々前に勅使臺と稱して櫻の名木あり是れを勅使櫻と稱す嵯峨天皇の御宇弘仁辛卯勅使伊豫の國司橋長者清正官幣を捧げ玉ひし時後世の記念の爲めに勅を奉じて植させ給ふ櫻なりと云ふ。

古歌に曰く。

花園公燕卿

千早振る神も櫻もありしその昔の春や戀しかるらむ。

芝山持豊卿

瑞垣に花の白ゆふかけまくもかしこき神の手向とや勢ん。

慈光寺尙仲卿

咲く程は神も手向と瑞垣に幾春かけよ花の白ゆふ。

優婆塞斧木

大君の使たちにし古の春をや花も忘れさらなむ。

天造園（高津村大字澤津）

舊小屋敷の庭園にして結構眞に迫り實に名園なりしと云ふ即ち庭師は當時天下の名師天山にして當時小野家の權威と財力とに依り築造せるものなりしが其後漸次廢滅して今は唯其一部分を残せるのみ。

帆掛松（大島村）

大島村神田山と云ふ所に帆掛松と云ふものあり昔時藩候御出入の砌此の松の木に帆を高く掛けて水先を案内し垣生、御代島、船屋等へ順次船の合圖を爲せりと云ふ其帆掛松今尙現存せり。

腰掛石（大島村）

天慶の亂純友反逆の當時大島に流謫せられ居たる村上左衛門太夫頼久なるもの船手の達人なりしより河野坊方朝廷に請ひて之に軍船の事を司らしめたりと云ふ。其子孫世々之の地に居住し其氏族村上佐七郎は庄屋役を勤め源性公度々御入渡あり其際御腰を召されしと云ふ大石村上家に在り御刀銘廣正御脇差等拜領せしと云ふ元祿、寶永、正徳、天保等數度御立寄ありたる事は西條誌にも見ゆ。

新田の梅林（角野村大字角野）

字新田にして東西二ヶ所あり西の分は字山根に面したる國領川の東岸にあり東

の分は同部落の東北にて種子川の西岸にあり何れも梅樹數百株花時の風景最も佳遊入筈を曳くもの多し。

武丈櫻 (大町村大字福武)

八重山の麓加茂川の清流に蒞み山紫水明櫻の名所として知らる天保六年頃管子緝と共に明神木の庄屋加藤定右衛門此の地を拓き子緝は楓樹千本加藤は櫻樹千本を移植し舊藩時代に於ては小嵐山として特に名ありしが廢藩の際濫伐せられ後ち補植せられたるも僅に其一部を存するのみなりと云ふ定右衛門句を好み俳號を武丈(又武城)と云ふ因て武丈櫻の名あり此に武丈翁の建てたりと云ふ自然石の碑あり表面に芭蕉の句「鶴の巢も見らるゝ花の葉こしかな」彫あり。

由留岐橋 (大町村大字福武)

字由留岐に在りしも今は橋なく附近一帶に水田と化し泥濘腰を没し地底を知らずと云ふ尙ほ傳ふる所に依れば往時大地震の爲めに土地陥落し地形大に變化せりと云ふ由留岐の橋に關する古歌は數多に上れるも右は周桑郡にも同じく由留岐の橋あり識別に苦しむ故に特に伊豫温故録所載冷泉等覺の讀みたるものを記さば左の如し。

伊豫の國新居の郡にきゝわたる

ゆるぎの橋は幾世かくらん。

拔岩の風穴 (加茂村大字藤之石山)

奇岩の重疊せる間大小幾多の洞穴あり上下左右前後互に相通じて頗る妙なり其最も大なるは縦四間横三間深さ五間位にして數百人を容るるに足る穴の中は夏季にても氣温頗る低く最高四十度を上らずと云ふ。

天柱石 (大保木村大字西之川山)

石鎚山頂より下る約六百五十尺の所に在り周圍凡そ十四五丈高さ二十五丈八尺略丸形にして奇岩層を成して直立し偉觀極りなし。

御たる瀧 (大保木村大字東之川山)

幅約二十尺高さ約五十尺瀧の口より十四五尺の後部に壺を成し流下する水は海面の漣の如く遠望すれば白絹を垂るゝが如し背景亦克く趣を添へて昔より名あり。

大だるの瀬 (加茂村大字藤之石山)

字中之池の西北隅に在りて字黒代に面す直下約五十間幅二十間壯觀實に筆舌の

外なりと云ふ。

相生松 (永見町字長谷)

西條誌に曰く『相生松大さ凡そ十尺長谷に在り、冰陽の枝左右に分れ翠碧の色古今に深し』とあり。

保國寺庭園 (神戸村大字中野)

保國寺に在り慶永七年庚申の年義滿將軍の臣松雪齊宗阿彌の築造せるものなりと傳ふ。大唐金山寺に模せしものにして假山泉水東西にあり東假山西假山とて金山を模す又一小島あり泉水を索廻せしめ又山勢をして圍ましむ東西徐々として低く庭際に到て盡く後邊又泉水を續らす捨石あり小石を以て大石の如く萬石磊磊として自然の岩島の如く數丈を出てずして無盡の景象を含め稀に見るの庭園なりと云ふ。

止呂ノ淵 (加茂村大字藤の石山)

字下津池にあり岩壁千仞樹木鬱蒼として深淵凄じくも怖し溪聲雷の如く其底幾尋なるを知らず此の淵に昔より大蛇が棲むと傳へ西條誌にも其傳説を掲げたり。禎瑞八景 (橋村大字禎瑞)

禎瑞は部落を相生、加茂、八幡、高丸、産山の五字に分てるが龍宮鳥居、橋岡、瑞霞、乳淵、瑩、加茂川群鷺、相生良宵、西山紅楓、向島去帆、高根積雪を禎瑞八景と稱へ夫々面白く歌に讀まれたるものあれ共略す。

所藪の梅林 (玉津村大字下島山)

字大谷に在り往時は六七町に涉り樹木繁茂し梅花重なりては密雲の如く香氣亦遠く漂ひて小間人目を集めしと云ふ今は僅かに梅林を存すれども昔日の面影なし。

大島の二つ磯 (大島村)

大島の東北にあり雌磯雄磯とも云ふ、同村船陰磯と共に往時より名あり。

瓔珞瀑 (加茂村大字藤之石山)

川來須の在所より四五町奥に在り南北二條に分れ其間十四五間あり南の瀑は約二十間北の分は六七間に見ゆ冠の瓔珞の雙ひ垂るゝが如きを以て其名あり。

天狗岳 (加茂村大字荒川山)

大崑路上に峙て人の頭上に臨む高さ十數丈奇巖曲出正に天狗の立ちたるが如しと。

屏風岳 (加茂村大字荒川山)

屏風を半ば開きたるが如く曲折克く妙を得全く其名の如し高さ七八丈横五六丈に見ゆ。

立石 (玉津村大字船屋)

西條誌に曰「御領分海邊第一の奇崑なり(中略崑と海との景色皆勝れ伊勢の二見浦も是には適はじと覺ゆる也云々」

島山 (玉津村大字下島山)

今は何れの地を云ふや詳ならざるも伊豫國名所歌盆石圖に或は歌枕名寄に島山に關する古歌あり其二三を擧ぐれば左の如し。

爲家

雲間より入日にまごふ島山の

ふもとあたりは泊りとぞきく。

前大納言顯朝

島山の尾の上の櫻ちるをりは

風に落ちそふ瀑の白絲。

光俊朝臣

波間より見へしも浪の外ならで

花さきかゝる沖つ島山。

釜切峠 (神戸村大字中野)

坂の間二十四五町あり昔土州の者西條の町にて釜を買ひ脊負て此阪を歸りけるに山賊又兵衛と云ふ者後より是を切りたるに釜を切り割り猶脊肉に及びしと以て其名あり。

湯之谷 (神戸村大字洲の内)

字湯之谷と稱する所に冷泉あり往時より諸病に效顯ありしとして經營せしこと一再に止まらざれども毎々不成功に終れり。

黒瀬の板落 (大保木村大字黒瀬山)

加茂川の清流に沿ひて瓶石、魚の飛、なめら石等の名所あり此邊を總して板落しと云ふ往時より名所として杖を引くもの多し。

王子の嶽 (大保木村大字中奥山)

細野王子といふ小さき石佛あり其邊より大岳峨々と聳へ路の傍に峙て高さ實に

百丈に餘り奇觀を呈す。

目鼻石 (大保木村大字中奥山)

四手坂より今宮へ登る道より川を隔て、向の山に此の岩見ゆ人の頭に似て眼鼻具る眼上に松生ひたるは眉毛に似たり之を法仙返しとも云ふ其由來は昔法仙院と云ふ修驗者今宮の在所に住みたるが情け深き人にて人を雇ふに日影西に傾き此岩蔭るに至れば日雇を歸す因て之の名ありと傳ふ。

龍宮石 (氷見町)

往時太兵衛と云ふもの富豪にて新田を開く今の太兵衛新田是なり此時太兵衛數百金を投じて海中より之の石を採り庭石と爲す然るに間も無く太兵衛の家産傾きたれば是れ龍神の惜めるに依るとて吉祥寺へ納め吉祥寺住僧亦後短命なるもの多かりしを以て龍王社へ納む故に龍王社の石とも云ふ今は石岡神社の境内に在り。

硯イナ (大保木村大字中奥山)

西條誌に『山の張出たる端に大石横はる其石の傍より見下せば千尋の谷也目眩きて身危く魂飛て股慄ふ攀つべき枝なく捫るべき蕨蔓もなし見たき情と恐しき意

と相半ばして一進一退躊躇頻也故に此處行場となりて遠國より來りたる道者の内度數重なりて先達と稱する頭のもの初登の若き道者を苧繩にて縛り此谷に釣さけ隱惡を懺悔せしむ云々』とあり。

石鎚山 (大保木村)

四國第一の高峯且靈山にして山頂に縣社石鎚神社を祠り信仰關西に普く毎年數萬の登山者あり參道の附近には奇勝到る處に在りて絶景言はん方なし古來此の山に關する記事實に鮮少ならずと雖ども伊豫二名州に『日本七高山之内大和釋迦嶽伯耆大仙加賀白山越中立山大和大峯駿河富士山伊豫の高根は三郡にまたがり麓より頂上まで九里餘三十六丁半腹に寺あり前神寺と云里の前神寺と對し藏王權現出現の地石仙菩薩文德實錄に炳然たり開基にて六月朔日同三日祭日なり常に雪深ふして通路絶へり此時雪残て寒き事其冬に異ならず奥前神寺より頂上に至る行程二里極めて嶮難なり路の通ぜざる所三ヶ所に鐵鎖を掛く第一の鎖拾六尋第二、三十尋第三、三十六尋頂上に至て四方を顧れば群山麓に連り獨立して隣なし西は九州北は中國南は土佐の海眼下にして雲漢に入心地ぞせらる云々』とあり尙石鎚山に關する古歌の主なるもの左の如し。

藤原爲世

忘れては人の富士とや思ふらん

霞にまがふ伊豫の大たけ。

道倉法師

道遠き伊豫の高根を詠ても

行ほど知らぬ旅にも有かな。

詠人不知

おもかけに富士をうつして向ひ見る

伊豫の高根の雪の曙。

洞院左大臣

道遠き伊豫の高根をたづねても

人の行衛を我に知らせよ。

西行法師

忘れては不二かと思ふ是や此の

伊豫の高根の雪の曙。

正二位民部爲村

見をろすも隔ぬ四ツの國中に

いよ／＼高し伊豫の大たけ。

山吹谷 (大生院村)

大生院村の山間溪谷に在り往古より山吹谷として名あり山吹溪谷一帯を蔽ひ銚子の瀧の絶景と共に壯觀を呈せり。

清水瀧 (中萩村大字大永山)

字清水谷にあり高さ六十間幅七間木地谷より來て須領川に落つ壯觀言ふべからず傳説に京都東山の清水寺の溪は之に模造せるものなりと。

愛媛縣新居郡誌

終

大正十二年三月二十八日印刷
大正十二年三月三十一日發行

(非賣品)

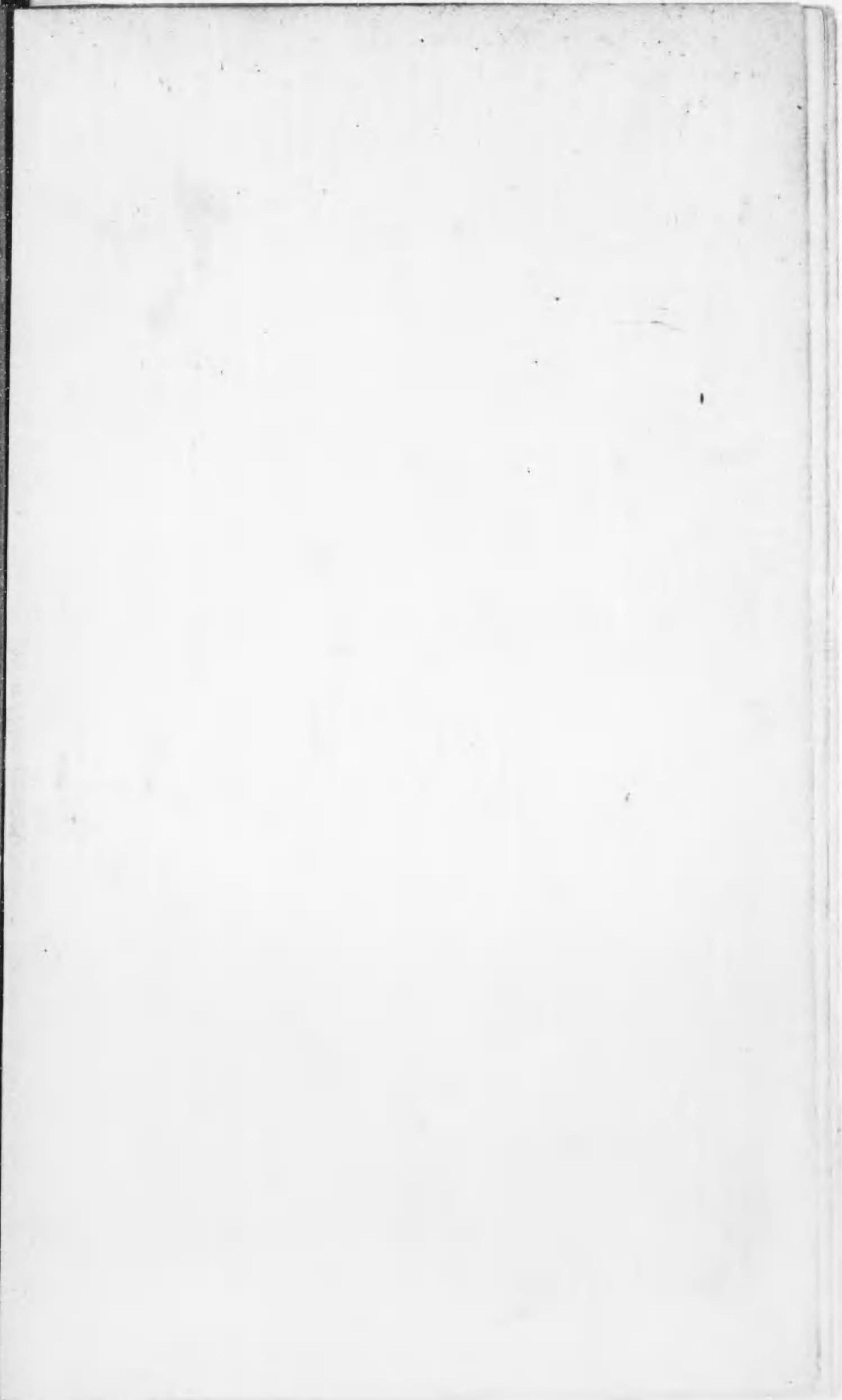
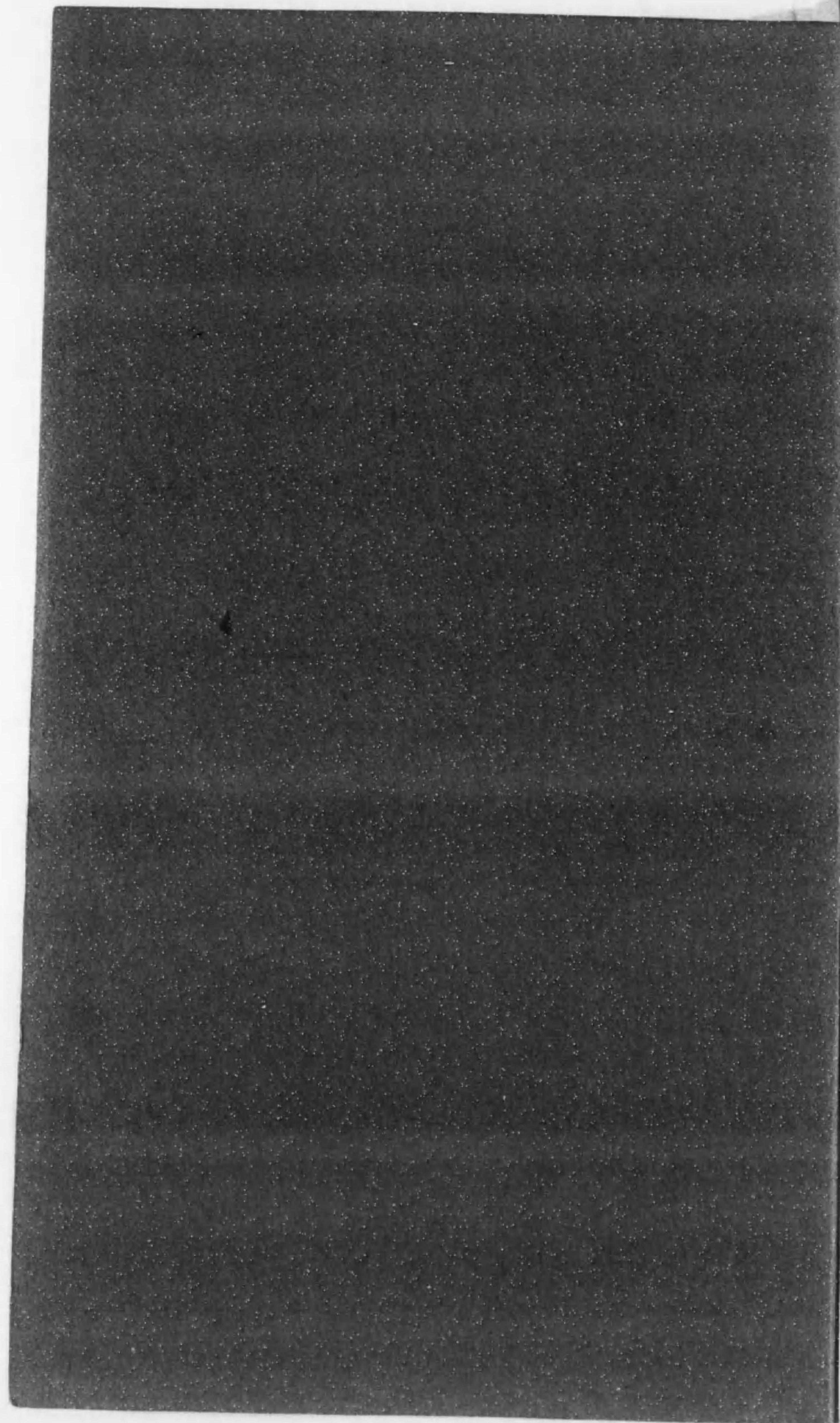
愛媛縣新居郡役所

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷者 島 連 太郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三 秀 舍



519
72

終